

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

学校適正配置等調査特別委員会会議録			
日 時	平成 28 年 9 月 29 日 (木)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 4 時 5 5 分
場 所	第 2 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	鈴木委員長、佐々木副委員長、千葉・安斎・高橋（龍）・ 酒井（隆裕）・斉藤・中村（吉宏）・新谷各委員		
説明員	市長、教育長、副市長、総務・財政・教育各部長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

開議に先立ちまして、所属委員に変更がございますので、お知らせいたします。

7月28日付で、議長において、酒井隆行委員の辞任が許可され、同日をもって高橋龍委員が当委員会の委員に選任されております。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、斉藤委員、新谷委員を御指名いたします。

付託案件を議題といたします。

この際、理事者より報告の申し出がありますので、これを許します。

「学校再編に向けた取り組み状況について」

○（教育）学校教育支援室鈴木主幹

学校再編に向けた取り組み状況について報告いたします。

資料1、学校再編に向けた統合協議会等の概要をごらんください。

7月5日に開かれた学校適正配置等調査特別委員会以降の状況としまして、初めに、「1 統合協議会関係」です。

まず、（1）緑小学校・最上小学校・入船小学校統合協議会関係ですが、前回の委員会で口頭で報告した分でございます。6月30日の第3回統合協議会では、部会報告として、校名・校歌・校章に関する部会から、校名候補の応募結果と部会での1次選考について、学校支援部会から通学の安全確保と、PTA組織づくりについて、それぞれ報告があった後、統合校の校名候補について協議し、校名候補を4案として教育委員会へ報告することとしました。

次に（2）入船小学校・奥沢小学校・天神小学校統合協議会関係ですが、7月19日の第3回統合協議会では、部会報告として、校名・校歌・校章に関する部会から、統合校の校名・校歌・校章について、学校支援部会から通学の安全確保と、PTA組織づくりについて、それぞれ報告があった後、統合校の校名・校歌・校章について協議し、現在の奥沢小学校の校名・校歌・校章を使用するとする部会提案が了承されました。

なお、7月21日開催の教育委員会第6回定例会で、平成30年4月1日に統合する統合校の校名について協議し、緑小学校・最上小学校・入船小学校の統合校の校名を「山の手小学校」に、花園小学校・入船小学校の統合校の校名を「花園小学校」に、入船小学校・奥沢小学校・天神小学校の統合校の校名を「奥沢小学校」に決定したところであり、この件に関して、今定例会に小樽市立学校設置条例の一部を改正する条例案として提案し、総務常任委員会で御審議いただいたところでございます。

次に、9月26日に入船小学校・奥沢小学校・天神小学校統合協議会、第3回学校づくり部会が開催され、統合校の教育目標の設定に向けて、教育目標の位置づけや、設定の際の視点などについて共通認識の醸成を図っております。

次に、（3）北山中学校・末広中学校統合協議会関係ですが、9月14日の第6回統合協議会では、部会報告として、校名・校歌・校章に関する部会から校歌の作曲者について、校歌の歌詞及び校章デザインの応募結果と部会での選考について、また、学校づくり部会から新しい学校づくりについて、学校支援部会から通学の安全確保とPTA組織づくりについて、それぞれ報告があった後、3ページ目になりますが、協議概要として校歌の歌詞及び校章デザインについては、部会提案の作品を採用することが了承され、また、新しい学校づくりについては、北陵中学校の教育目標や、特色ある教育活動等について協議し、学校・家庭・地域での取り組みについて部会提案があり、了承されました。

次に、「2 地区別懇談会関係」です。

中央・山手地区の中学校の再編について、7月11日に松ヶ枝中学校、7月12日に西陵中学校で、本年1月以降3回目となる懇談会を開催いたしました。

今回の懇談会では、教育委員会からの説明として、これまで説明している教育委員会の考えに加え、小樽商業高校の現グラウンドが約320メートル離れていることへの対応策の検討結果として、校舎敷地内に中学校設置基準を充足するグラウンドを新たに設置し、これを統合校のグラウンドとしたいこと。また、前回の懇談会で要望があった西陵中学校を統合校とした場合のシミュレーションについて説明し、参加者から御意見等をいただきました。

なお、この懇談会での配付資料は、資料2として添付してございます。

次に、今回の懇談会での主な質問や意見等ですが、まず、松ヶ枝中学校での懇談会では質問は1件のみで、菁園中学校のグラウンド面積についての質問でありました。

次に、西陵中学校での懇談会は、質問や意見の内容により分類して記載してございます。

初めに、小樽商業高校閉校後の施設活用案についてですが、校舎敷地内のグラウンド整備案に対して、現在の中学校グラウンド面積との比較や、整備案4,900平方メートルにかかる費用、部活動の環境としてどうか、補助金の有無はどうかなどであり、そのほかグラウンド整備費に関連し、35人学級を実現できない理由や学校の維持管理費、商業高校校舎の改修費や取得費用などの質問があり、このほかの質問として、グラウンド整備費と西陵中学校の大規模改造費との比較検討を求めるものがありました。

次に、5ページの中段、西陵中学校を統合校とした場合のシミュレーションについてですが、西陵中学校の校区分けは一方的である、校区分けに意図的なものを感じる、からまつ公園付近の方はバス利用で済む、通学距離の平準化は意味がない、西陵中学校のことを考えたシミュレーションとすべきなどのほか、南小樽地区の再編も考えるべき、学校再編にまちづくりの考え方を入れるべきとの意見がありました。

次に、6ページの学校再編についてですが、9学級以上にこだわる必要はない、人口減を考えたビジョンが必要、望ましい学校規模の実現性などの質問のほか、松ヶ枝中学校の耐震性から同校を向陽中学校・菁園中学校・西陵中学校に分けたらどうか、子供の生活時間や学習時間の確保を考えるべきとの意見がありました。

次に、7ページのその他ですが、懇談会の会場を参加しやすい場所にしてほしい、西陵中学校と松ヶ枝中学校を一緒に開催してほしい、市民の声を生かす話し合いの場をつくってほしいという意見のほか、学校再編によりすばらしい学校がどのようなものか具体的に説明してほしい、西陵中学校と松ヶ枝中学校の跡利用も計画化すべきではないかとの質問がありました。

懇談会の概要は以上ですが、今回出された質問や意見を整理し、次回の懇談会の持ち方等について検討してまいりたいと考えております。

次に、3の閉校式の日程につきましては記載のとおりで、それぞれの学校屋内運動場で挙行する予定であり、別途御案内を差し上げているところでございます。委員長を初め、各委員におかれましては、お忙しい中とは存じますが、御臨席賜りますようお願い申し上げます。

## ○委員長

「閉校後の学校跡地利用の進捗状況について」

## ○（総務）企画政策室佐藤（慶樹）主幹

閉校後の学校跡地利用の進捗状況についてということで、まず、旧若竹小学校の売却手続の再延期について報告いたします。

旧若竹小学校跡地につきましては、同校及び隣接する旧教職員独身寮の建物とその敷地を売却する方針で進めておりますが、学校裏手の擁壁の補修工事により、昨年の第4回定例会で売却時期の延期について報告したところがあります。

本年度も引き続き工事を行っており、当初、本年8月に完了予定でありましたが、工法の再検討の必要が生じた

ため、予定よりも多くの時間を要しており、11月末まで工期を延長することとなりました。工事完了以降は降雪期となるため、売却にかかる現地確認等ができなくなるなどから、当該地の売却時期を来年度に再度延期いたしたいと考えております。

次に、旧塩谷中学校跡地についてですが、現時点で恒久的な利活用の活用方針決定には至っておりませんことから、当分の間、グラウンド用地を地域総合除雪における雪堆積場として暫定利用することといたしました。利用に当たっては、建設部より地域へ説明を行い、御理解をいただいておりますが、周辺地域の交通安全対策につきましても、市としまして、十分に配慮してまいりたいと考えております。

#### ○委員長

これより、質疑に入ります。

なお、順序は、自民党、公明党、共産党、民進党、新風小樽の順といたします。

自民党。

---

#### ○中村（吉宏）委員

##### ◎中央・山手地区の中学校再編について

まず、今、御報告をいただきました中央・山手地区の中学校の再編について質問をさせていただきたいのですが、今いろいろ協議といいますか、市民の皆様ですとかの懇談会を通じて説明をいろいろされているところかと思えます。

新たに出てきました、西陵中学校を統合校とした場合のシミュレーションについて、概要をもう一回御説明いただきたいと思いますが、お願いできますでしょうか。

##### ○（教育）学校教育支援室鈴木主幹

ただいまの件につきましては、資料2ということで、本日お配りしている資料の中からお話ししたいと思うのですが、資料2の4ページに、シミュレーションをした旨の説明をした部分をお配りさせていただいております。

この件に関しましては、3月の2回目の懇談会のときに参加者から御要望があって、西陵中学校を統合校とした場合にどのような形を考えられるかということがあって、次回お答えするということまでまとめたものであります。

このペーパー、4ページ目、そして後ろにカラーの地図も3枚ほどつけさせていただいておりますが、このカラーの地図の一番上は、私ども小樽商業高校を統合校とした場合の考え方の地図でございます。

2枚目のシミュレーション1、3枚目のシミュレーション2、これが西陵中学校を統合校とした場合、どのような形で考えられるかということで色をつけている部分でございます。

それで、1枚目の教育委員会の案は、これまでも御説明させていただいているので、置かせていただいて、シミュレーションの部分を御説明させていただきたいと思いますが、まずシミュレーション1、2にしても、子供たちの通学距離、このような観点から考えていかなければならないというところで、西陵中学校を統合校とした場合に、どのような形になるかということで、ここ3校を2校にという中で、菁園中学校と、あと西陵中学校という形にした場合に、松ヶ枝中学校の校区を分けていく考え方にまずなるというところでございます。そういった部分の中で、松ヶ枝中学校の校区の中で、子供が西陵中学校、菁園中学校それぞれに、どれくらいの通学距離があるのかということを考えながら校区分けをしていったというのが、シミュレーション1でございます。そういった部分では、網掛けの部分がピンク色の中で網掛けの部分、もしくは斜線の部分は菁園中学校の校区と考えた部分、黄色の部分で網掛けの部分は、当初の私どもの案の中にもありましたけれども、旧色内小学校の校区の部分で、小学校としてみれば、手宮中央小学校の校区にことしの4月になった部分、長橋小学校の校区になった部分、これは北陵中学校と長橋中学校の校区にそれぞれしたいという部分を含めて、網掛けのない黄色の部分と網掛けのないピンクの部分が西陵中学校に通う校区として考えた部分でございます。

シミュレーション 2 の地図も見ていただきたいと思うのですが、この中でシミュレーション 1 が通学距離を最も主眼に考えた部分でございまして、その部分からいきますと、西陵中学校の規模が余りにも小さいという部分もあって、通学区域を比較的大きな道路で地域性を見ながらどこで切る、分けるということも視点の一つということで考えて、このシミュレーション 2 については、道道といえますか、塩谷方面に向かう大きな道路で分けると、このシミュレーション 2 のピンク色が広がるという形になりますけれども、そういう形の部分がシミュレーションの 2 ということで考えたというところがございます。

資料 4 にまた戻って見ていただきますと、シミュレーション 1 では、西陵中学校を統合校の位置とした場合と、菁園中学校の位置とした場合、それぞれ年次を含めて子供の推計の人数、また学級数を書かせていただいています。西陵中学校については 7 学級から 6 学級、一方、菁園中学校は 11 学級から 9 学級という形でございます。

一方、先ほどの資料、シミュレーション 2 で、もう少し道道のほうに広げてみた場合には、西陵中学校が 8 学級から 6 学級、菁園中学校が 11 学級から 9 学級ということで、最後にシミュレーションの結果ということで、これも御説明しておりますけれども、シミュレーションの 1、2 とも西陵中学校では適正規模を下回りますということ。シミュレーション 2 では、通学距離プラスもうちょっと広げたということもあって、緑 3 丁目、最上 2 丁目の一部では、逆に通学距離の遠い西陵中学校に通うようになる子供も出てくるという見方が出てきます。

また、シミュレーション 1、2 ともに再編プランとしては、適切でないと考えられているところで、もう一点、この中で菁園中学校のキャパシティの関係で、今は指定校変更に一定の制限をかけているという形ですけれども、これがまた指定校変更でふえた場合には、菁園中学校自体の施設改修も検討していかなくてはならないという一方で、西陵中学校はこういう規模だということで、両校のバランス的な部分も、そういった部分もあるだろうという部分の中で、こういった検討結果ということで御説明したところでございます。

#### ○中村（吉宏）委員

今、全体的な御説明をいただきました。いろいろな難しい場面もあるのかなというのが率直な印象なのですが、いかんせん、今この地域をどういう形で落ちつけていけばいいのかということが、目下協議中といえますか、地域の皆様ともお話、いろいろ御意見をいただきながらということなので、慎重に進めていただきたいなところがあるところでありまして、またいろいろな案を、私なりに考えていきたいなということも引き続き行っていきたい、このように思っているところであります。

#### ◎小樽商科大学など外部人材の活用について

こちらの中央・山手地区の中学校、今、小樽商業高校への移転の案というのも教育委員会から示されて、検討されているということですが、たしかその案を進めていく中で、小樽商科大学と何かこう連携をというようなこともイメージされていたと思うのですが、そのあたりをもう一回どういう構想なのか御説明いただけますでしょうか。

#### ○（教育）学校教育支援室鈴木主幹

小樽商業高校を統合校とした場合の小樽商科大学が近接しているということで、メリットの一つと考えて、私どもで考えているところは御説明しているところでございますけれども、今回、共産党の酒井隆裕議員の一般質問でもその関係の御質問があったかと思えます。

まず現状をお話ししますと、私どもがこういう考え方を地域にも説明していく中で、事務レベルではありますけれども、小樽商科大学にもお伺いして、小樽商業高校の位置に中学校、統合中学校になった場合に将来的なその小樽商科大学との連携といえますか、そういった部分のことを私どもは考えていきたい部分ということで説明させていただいて、その大前提としての方向性は了解いただいているのかなというところがございます。

ただ、個別の具体の実際にこうしてほしい、こう連携してほしいという部分は、今後、私どももそれぞれ統合校について、新しい学校づくりという観点から統合協議会の中でもいろいろ議論をして、この先ということもあ

すので、個別、具体については、実際に統合校として進んでいくという過程の中で御協議させていただくというような状況ではございます。

ただ、私どもとしては、小樽商科大学が実際に近いところで、先ほど申し上げたとおり、今後の新しい学校づくりの議論にもよっていきますけれども、現時点で私どもとしてみれば、やはり大学の施設、中学校、中学生としての活用をさせていただきたいと思っている部分、例えばその大学図書館なりアクティブラーニング施設というのがあります。

また、本当に距離が近いというところで、小樽商科大学の学生に中学校にも寄っていただいて、全市的には長期休業中に学習支援なんかもいただいたりはしますけれども、例えば部活動なんかで、種目とかなんとかというのもこの先であって、小樽商科大学にも了解していただかなくてはならないですが、そういった指導なんかもあったり、いろいろな面で学生の協力を連携を図っていければなというような状況でございます。

また、学生の中でも、留学生がいて、そういった交流も図れば、よりこの距離が近いことで行き来しやすいというところのメリットもあって、そういった形でも考えていけるのかなというような状況でございます。

#### ○中村（吉宏）委員

いろいろな問題状況がある中ですが、このポイントについて、私もいろいろ思うところがありました。本来であれば、議会議論をもう少しいろいろな質問を重ねていく中で行っていきたい。今回これは統合ということで関係をして、小樽商科大学が中央・山手地区にもし中学校ができた場合の関係性ということの話になるのですけれども、今、松ヶ枝中学校で放課後学習の一環で、何か地域の高校生ですとか元教育経験者の方が、放課後教育といえますか、学習の一助といえますか、中学生の学習の手助けをされているという状況を校長から伺っているのですけれども、それについて御説明いただけませんか。

#### ○（教育）学校教育支援室大山主幹

松ヶ枝中学校においては、道教委の事業で退職教員等外部人材活用事業というのがございまして、授業では全学年の数学において、ティーム・ティーチングや習熟度別・少人数指導、または放課後の補習の補助ということで指導に当たっております。

#### ○中村（吉宏）委員

何かいろいろお話を聞きますと、生徒たちの学習意欲向上には非常に何か功を奏しているというか、そういう評価を校長がされていたのを覚えているのです。ただ、その中に大学生というキーワードがたしか入っていなかったように記憶しております。今回、もしそういうことになって、小樽商科大学の協力を得られるという中に、大学生の人的な協力が中学校に得られるような状況がもし生まれるのであれば、それは一つには中学生の学習の補助にも寄与してくれるでしょうし、また物の何かで読みました、済みません、記憶が定かではないものを議会議論に持ち込むなという、きのうの総務常任委員会の話もありましたけれども、何かの報道で見たときに、子供たちの将来の夢、目標というものが、なかなか掲げられないというような状況が出てきているというような情報をキャッチした覚えがあります。そういう中で、例えば子供たちが将来こういうものになりたいとか、こういう方向を目指すという場合に、現実にもその夢を追いかけている大学生がいるとしたら、非常にいいアドバイスをできると思うのです。こういう高校を目指したほうがいいのか、こういう勉強に力を入れたほうがいいのか、そういうアドバイスというのできるのかなと。

先ほど、大学の図書館とかいろいろな教育施設の利用というお話もありましたけれども、そういう人的な結びつきというか、そういうところの協力関係を築いていきたいというか、そういった構想というのはどうでしょう、今の中ではお持ちでいらっしゃるのでしょうか。

#### ○（教育）生涯学習課長

ただいま、樽っ子学校サポート、それを生涯学習課でやっておりますが、先ほど松ヶ枝中学校というお話があり

ましたけれども、そこには小樽商科大学の学生は今のところ、お手伝いには行かせていただいていないのですが、近くということであれば、もしかするとということはあるかもしれませんが、先ほどの松ヶ枝中学校の部分については、夏休みに小樽潮陵高校と小樽桜陽高校の生徒に行らせていただいております。

将来のアドバイスについては、樽っ子学校サポートの中では、年が近い若い方、高校生ですとか大学生の方が来ていただくと、学習効果が上がるという話は聞いておりますので、そういう部分では効果は得られるかというふうに思っております。

#### ○（教育）学校教育支援室鈴木主幹

中村吉宏委員からお話があった、学生とそういった夢を中学生にという部分も、先ほど御説明した中に、新しい学校づくりということで、これからという部分を御説明しました。そういった中で、授業のどこかに入れるのかどうかという部分はありますが、こういった連携ができるかというのが、この後どんどん構想として出てきて、また大学側にもこういった御協力をいただけないかと、そういった部分の中で、この距離が近いということで授業の谷間に寄って、こういうことができるのか、そういった話も今後の展開としては考えられるのかなどと思っております。現時点で大学とのそういった具体の話が、まだできていないものですから、そういった部分は今後、これだけではないですが、いろいろなことは考えていけるのかなと考えてございます。

#### ○中村（吉宏）委員

いずれにせよ、やはり今後の議論という形にはなっていくでしょう。統合の可否も含めてかと思えますけれども、とにかく今、人口の減少が進んでいく中で、子供たちの教育もしっかり考えなくてはならない中、逆にその統合が子供たちの学習意欲ですとか、将来に対するモチベーションの減退にはつながってほしくないということにもなりますので、そういったところの考え方というか、どうやって教育の内容自体を盛り上げていくのかということも含めて、改めて御検討いただければと思います。

#### ◎学校跡利用について

次に、学校跡利用についての質問をさせていただきます。

先ほど報告があった内容です。実は、跡利用の報告がありますと、議会側に特に資料は配られていない状況を踏まえて、いろいろ進んだ話があるのかなと思いきや、現在、旧若竹小学校の土地の改修に関して、それから旧塩谷中学校のグラウンドを雪の堆積場という二つの御報告でしたけれども、今、何か具体的に進んでいる、あるいは跡地に関して利用の申し出があったりとか、興味があるというような相談など、そういったものがあるかどうかお示しいただけますでしょうか。

#### ○（総務）企画政策室佐藤（慶樹）主幹

たしか前回の委員会でも、次の委員会では何かきちんとしたものを頑張りますということで、話をしておきながら、今回の報告、旧若竹小学校の、ある意味少し後退する部分の話とかという形になったことを非常に申しわけなく思っております。

現在進めている部分ですけれども、閉校となった学校につきましては、本来であれば、閉校となった学校全て、同時並行的に進めていければベストなのかもしれませんが、今、我々で一番重点、優先的に跡利用を進めている部分は、旧祝津小学校になります。前回の委員会でもお話いたしましたけれども、商工会議所の提案がございまして、実際にことしの夏に体験施設という実証実験を商工会議所と J C とでやっていただいた中、そういった経過を踏まえまして、我々としてもその部分についてどのように進め、検討できるかということでの考え方を整理してきている部分はございます。

前にも、これもお話ししましたけれども、経費的な部分としても、仮に宿泊体験型の施設というふうになりますと、大規模な工事が生じてまいります。具体的にどういう人数を収容する施設にするですとか、部屋の割り振りをどうするというようなところまでの詰めがいつてないものですから、今出せているのは、あくまで最低限、法的な

条件を満たす場合に、どれぐらい金額がかかっていくかというのを建設部と話をしながら進めてきている状態ではあります。ただ、その部分は本当に最低限の部分ですので、実際に、これから仮に宿泊体験施設という形で詰めていった場合には、さらに金銭的には膨らんでくると思いますので、そういった部分を踏まえて、庁内会議を今後10月、11月で考えてございますので、整理をしてまいりたいと考えてございます。

○中村（吉宏）委員

なかなか御苦労はされているといいますか、お話を伺うと、進んでいないというのが現状なのかなど。進んでいないということの中には、どうやって進めればよいのかというものの検討も、なかなかそのレベルが一つ難しいのではないかと、今伺えました。

その跡利用について、今、宿泊型というような建物の用途を変えるといいますか、そういうこともお考えのようですけれども、まずその手前というのが、今、おっしゃっていた庁内議論を行う場というのが、どのような協議会になるのか、どういう方がメンバーになるのか、示せる範囲でお聞かせいただけますか。

○（総務）企画政策室佐藤（慶樹）主幹

庁内の検討の仕組みですけれども、まず関係課長レベル、財産を管理している契約管財課ですとか、それから建築関係の部局、それから財政の部局、それから私ども企画政策室、それから産業港湾部の関係する部局、こういったところの課長段階レベルの会議が一つございまして、その中で具体的な方策の細かい部分、可能性についての協議をまず第1弾としてやっております。その上の親会という形で、今お話しした部局の関係部長を含めた形で、副市長をトップといたしました検討会議がございまして、その中で案件の整理をかけていくというような段取りになってございます。

○中村（吉宏）委員

今のメンバーの中には、教育部の方は入っていらっしゃらないのかというのが1点。

それから、副市長がトップになってという会議が行われるということですので、今御説明いただいた、最初の原部の皆さんが打ち合わせをする内容というのは、何か跡利用の具体的なアイデアをみんなで出し合っというようなお話なのか、この2点をお答えください。

○（総務）企画政策室佐藤（慶樹）主幹

失礼いたしました。教育部担当者は入っておりましたので、申しわけございません。

会議の流れですけれども、まず一般的に我々が進めていく中では、まず庁内、今言った部局にかかわらず、全庁的に公的、公共施設としての利用の可能性について各部に照会をまず流します。その中で、自分が所管する分野の範囲の中で、これはあくまでアイデア出しというのでしょうか、それがもうこういうふうにやりますという決定ではなく、あくまでアイデア出しという形で各部から提案を出していただく、それを課長レベルでの会議の中で整理していくというような流れで進めております。

○中村（吉宏）委員

庁内の中でアイデア出しをされて、進むのかなという不安があるのですけれども、何かしっかりとしたいアイデアを出される自信はありますか。

○（総務）企画政策室佐藤（慶樹）主幹

今まで出てきた中で、実際に実現というところまでに至っているものは、今決まっているものは、例えば売却ですとか、そういった形ですので。旧色内小学校については、たしか建設部から打診があって、こういう今の流れに来ておりますけれども、アイデア、何ていうのでしょうか、お金の部分抜きで出してもらっている部分もありますので、現実的に少々難しいかなというところもあります。ただ何にもお金の部分を考えてしまいますと、やはりアイデアというのは広がっていきませんので、あくまで各部からはある程度自由にといいいますか、本当に必要とするものであれば、それを実現させていくために課題整理をかけていく、そういう流れで進めていく必要はあるのではな



いかなとは思っております。

(「では、出るってことなのですね」と呼ぶ者あり)

やっている以上、アイデアを出してくれというふうに各部に照会している以上、そこからそれが実現していく可能性はあるかと思えます。

**○中村(吉宏)委員**

庁内議論でということ、アイデアが出るということですが、今、もう閉校になってから結構時間がたっている旧祝津小学校が、恒久的な利用の進め方というのがまだ見つかっていない状況で、果たして出るのかなというのは、疑念を抱かざるを得ないというのが正直な話なのです。そういう議論の中に、それこそ市長は小樽市のさまざまな問題に、外部の方たちのいろいろな意見を酌み取りたいというお話をされていると思うのですが、例えばその議論の中に一般の市民の皆さんや、アイデアをお持ちの方、公募の方なんかを含めて、そういうメンバーを入れていこうという発想はお持ちではないのか、市長を含めて、皆さんでお答えいただければと思います。

**○(総務)企画政策室佐藤(慶樹)主幹**

今のくくり、会議の持ち方の中では、あくまで内部での打ち合わせという形で進めさせていただいております。

委員がおっしゃっていた、外部からのアイデアというのでしょうか。確かにほかの町の事例なんかを見ますと、アイデア募集的な形をとられている町もございまして。私どもが、今進めていく中で、閉校になっている学校、それから今後閉校になっていく学校もこれから出てまいりますので、現在閉校になっている学校の中で、一番見通しがたっていないのが、正直に言いますと旧塩谷中学校の部分。グラウンドは暫定という形で今回は使いますが、校舎の部分の活用方法について、今まではっきりしていない部分がございます。ですから、この旧塩谷中学校プラス今後出てくる学校以降の部分につきましては、そういった外部の文部科学省でも、皆様から御指摘を何度もいただいておりますけれども、そういったアイデア募集の告知の部分、これは本格的にやっつけていかなければいけないのかなというふうには認識しております。

**○中村(吉宏)委員**

会議の持ち方ということもいろいろあるかと思えますけれども、今これからのいろいろなアイデア募集中ということなので、会議も２段階方式になって、さらに外部に広がっていくのだらうと思うと、ここから先、本当に跡地利用の恒久的なものが実現するのにどれだけの時間がかかるのかなと、いつも議論の中で言うのですが、民間間出身なので、このスピード感では何かが決まる前に、全て老朽化して使えなくなるのではないかなという懸念がどうしてもあるわけです。

もう一つ、耐震の新基準を満たしていない校舎等もあると思います。そういうものも、どうするのかという議論もあると思いますし、実際の学校の建物の用途の問題も出てくると思うのです。今、アイデア募集中というふうに受けとめたので、今回は私のアイデアも聞いていただこうと思います。

学校跡の利用については、北海道でいけば安平町何かの例も、私少し探したのですが、瑞穂小学校という小学校の跡のみずほ館という施設を使って芸術や教育、それから安平町の町民の方の交流の場をつくろうと。健康増進施設、温泉なんかも含めてつくったようですが、なかなか維持管理が難しい、そして利用が伸びないということで、これも閉館というか、そういう方向になってしまっているような状況にあるようです。

こうやっているいろいろな町が同じ問題を抱えている中、小樽という環境をどう生かして、それをどう特化させていくのか。学校という施設を何かほかの用途に切りかえていく際に、宿泊所としてでもやはり難しい部分はあると思うのです。何分学校は学校のためにつくっているわけで。

学校の問題を制するには、やはり学校というのが一番手っ取り早いのだらうと思うのです。今、観光分野ではDMOの構想がどんどん進んでいて、いろいろ民間の力なんかも交えながら、そういう発想も交えながら、どうやって推進をしていくかというのを検討している、小樽でも徐々に取りかかっているところですが、教育もこ

のDMO的な発想を組み入れたらいいのではないかと思います。学校がないのであれば、学校を持ってくる発想、こういうことも可能だと思うのです。これだけ風光明媚な土地柄ですから、写真や芸術なんかの学校を誘致する。これは日本国内に限っていえば、日本国内はキャパが限られますから、欧米も含めて日本の小樽に来てくれるような学校を探しに行つて、その学校の建物を利用してもらうというのも一つなのではないでしょうか。それに付随したビジネスなんかも絡めながらということも、非常に有効な策ではないかなというふうに思います。

こういう何か具体的なイメージで、実際に先ほどお金のことを考えなければいろいろなアイデアが出るだろうというお話がありましたけれども、お金のことを考えても十分いろいろなアイデアというのは出てくるわけです。ですから、もっと努力もしていただきたいですし、それを加速していただきたいなど。それが、ひいては小樽市民の皆さんの財産になり、市民のためにもなり、場合によっては、外国から来る方を含めての人口増につながったりですとか、あるいは交流人口の増加につながったりですとか、そういう方面にも効果が期待できると思うので、そういう視点も交えて、今後また具体的な案を議会にお示しただけいたらと思います。この件に関しては、また引き続き議論なり意見なりさせていただきたいと思いますので、お願いします。

#### ○（総務）企画政策室佐藤（慶樹）主幹

アドバイスありがとうございます。

今、検討している学校の数、これからもまだまだふえてまいりますので、そういった部分を踏まえて、何ていうのでしょうか、可能性は、その学校、閉校になる数の分だけ利用の可能性というのは広がってまいりますので、そういった視点を踏まえながら、今後の跡利用の検討の中で生かしてまいりたいと考えてございます。

#### ○委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

---

#### ○千葉委員

私からは、きょう学校再編に向けた取り組み状況について、西陵中学校・松ヶ枝中学校の地区別懇談会について報告がありました。

#### ◎小樽商業高校閉校後のグラウンドの活用と整備について

この中で、教育委員会が示されています小樽商業高校閉校後の学校施設の跡利用については、本当にその学校の位置が西陵中学校、松ヶ枝中学校、両校の校区境界付近であること、通学距離の平準化が図られること、また施設が充実していること、さらには小樽商科大学に近接するなど恵まれた教育環境にあるということを御説明されて、これらについては、参加された方々、また参加できなかった方々も、この説明に対しては十分納得するかどうかはさておき、一定程度の理解は得られる説明ではないかなというふうに私自体は思っています。

今回、統合校として活用する際に、議論となっているグラウンド整備ですとか、また廃校後の小樽商業高校の活用策については、なかなか具体的な案が活用方法について示されていないので、もう少し具体的に説明をすることで、さらに理解も深まっていくのではないかなというふうに思いますので、その件について質問をさせていただきたいと思います。

そこでまず、懇談会でも意見のあったグラウンドについてですけれども、初めにグラウンドの整備について、この内容等をいま一度お聞かせ願いたいと思います。

#### ○（教育）施設管理課長

グラウンド整備に関する整備の内容でございますけれども、一番大きいのは擁壁工事となっております。その擁壁工事に伴いまして、土を盛る盛り土の工事、それからボールが外に出るのを防ぐネットフェンスの工事、それから駐車場の整備工事、それから支障物件となる弓道場の解体という形の工事になってございます。

○千葉委員

これは、金額的には 1 億 5,000 万円程度というお話でしたけれども、今、説明のあったものを含めて大体そのぐら  
いだという理解でよろしいですか。

○（教育）施設管理課長

はい、この工事を含めて約 1 億 5,000 万円ということで御提示してございます。

○千葉委員

懇談会でも意見が出ていましたけれども、この広さが野球やサッカー、クラブ活動について支障はないのかどう  
か改めて伺います。

○（教育）施設管理課長

競技という部分については少々不適切な部分があるかと思えますけれども、部活動で使用する分については、満  
足して使っていただけるのではないかと考えております。

○千葉委員

満足して使っていただけるという広さであると理解をしました。

中に試合ですとか、公式な試合ですとか大会等で、これがこのグラウンドの広さでできるかどうかということで  
質問がありましたけれども、市内の小中学校のグラウンドで、そのような大会ですとか、試合ができるグラウンド  
というのは具体的にどのくらいあるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○（教育）施設管理課長

市内の小・中学校ということでの御質問ですけれども、小学校が調べ切れませんので、中学校の分ということで  
御理解お願いしたいと思います。

中学校におきましては、2 校、野球とサッカーが同時にできるという広さを持っているところがございます。こ  
の 2 校につきましては、望洋台中学校と長橋中学校でございます。

（「試合を同時にはできないよ」と呼ぶ者あり）

同時に使用できるということではなくて、両方ともできるというということでございます。サッカーもできます  
し、野球もできるというグラウンドを持っています。

○千葉委員

今のその望洋台中学校と長橋中学校では、試合など大会などそういうものが開催できる広さだということによ  
るのですよね。

○（教育）施設管理課長

試合できる広さを確保しているということでございます。

（発言する者あり）

○千葉委員

今、中学校では 2 カ所ということでありましたけれども、実際に教育委員会として、そういうグラウンドの必要  
性ということについては、どのように考えられているのかお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）学校教育支援室鈴木主幹

学校のグラウンドにつきましては、これまでも中学校設置基準ということでいろいろお話が挙がっていたかと思  
うのですが、私どもは学校の施設、グラウンドということでは、まず授業を考えながらという部分は当然あるもの  
ですから、その中では中学校設置基準を充足するグラウンドを設けなくてはいけないというところがございます。

ただ、そのグラウンドの面積が部活動に必要な、例えば野球の形状、広さ、サッカーの形状の広さ、全てを満足  
するような必要性があるかといえば、私どもとしてみれば、まずは中学校設置基準に満たされた広さが必要だとい  
うところで、必ずしも両方の競技ができる広さの形状グラウンドという形にはならないのであろうと考えてござい

ます。

#### ○千葉委員

その辺のところは、私としても理解はしているところですが、実際に試合だとか大会ができる、そういう要望が、他地域から小樽でやりたいのだと要望があったときに、どれくらいあるのかという視点で聞かせていただいたのです。学校になれば、手宮の競技場とか、ほかに施設を別な形で考えていかなければいけないのかというふうに感じたところもあったので、質問をさせていただきました。

実際には、今、松ヶ枝中学校、西陵中学校の統合校として考えている小樽商業高校の廃校の後、今考えられているグラウンドというのは、部活動に支障はないということで認識してよろしいのかどうか、最後にお伺いします。

#### ○（教育）学校教育支援室鈴木主幹

試合をということになれば、一部、長さが短い部分もありますけれども、部活動の練習ということを考えた場合に、十分にできるということで私どもは考えているところでございます。

#### ○千葉委員

部活動には支障はないということで理解もさせていただきました。

#### ◎小樽商業高校廃校後の校舎の活用について

次、小樽商業高校廃校後の校舎について、活用について何点かお伺いをしたいと思います。

松ヶ枝中学校と西陵中学校の統合校として活用する場合に、統合後の学校規模からすると、普通教室ですとか、特別教室は幾つくらい必要なのか、その辺についてお聞かせ願いたいと思います。

#### ○教育部副参事

小樽商業高校の今後の改修ということは、今後の検討事項となっております、確定したものではございませんけれども、以前に現在の西陵中学校、松ヶ枝中学校の学級数などをお聞きいたしましたら、西陵中学校につきましては、普通学級・特別支援学級合わせて10学級、それから特別教室については12学級、それから松ヶ枝中学校につきましては、普通学級・特別支援学級合わせて13学級、それから特別教室につきましては13学級ということでございますので、おおむね校舎の形状も若干これから違いますけれども、そういったものをもとに商業高校の中でのレイアウトといたしますか、そういったものを考えていくということになります。

（「委員長、議事進行について」と呼ぶ者あり）

#### ○委員長

新谷委員。

#### ○新谷委員

資料と説明が違うのですけれども。

#### ○委員長

教育部副参事、資料等とのそごがあるという御意見ですが、答弁についてはもう一度していただけますか。

#### ○教育部副参事

御指摘をいただいたところは、推計のところの学級数ということでございますか。

（「地区懇談会の資料の3ページ」と呼ぶ者あり）

はい。これについては保有教室ということで、持っている学級数でございますので、今申し上げたのは、実際に使われている部分で拾った数字でございます。

#### ○千葉委員

今、必要としている教室の数ということで理解をいたしました。

小樽商業高校には本当に数多くの普通教室ですとか、特別教室と言われるいろいろな教室があるわけですが、実際もし統合校となった場合には、御意見もありましたけれども、活用されない教室も出てくる、要は余る教

室があるのではないかとといったところの御意見等もありました。イメージ的に商業高校というのは4階建てですけれども、例えばワンフロアは使わない状況になるのではないかとか、イメージ的にはどのくらい unnecessary 教室が出てくるというふうに、現段階ではイメージされているのか、お聞かせ願えればと思います。

#### ○教育部副参事

これにつきましても確定したものではございませんけれども、小樽商業高校の現在の平面図を見ますと、1階については、生徒玄関を入りまして右側は事務室や校長室、会議室、管理部門が入っておりますし、また左側も以前に給食があった関係で、旧給食室でありますとか、調理教室・ボイラー室、管理関係があります。それからまた2階においても、向かって右側には大きく職員室等がございます、全てが4階のフロアがあるうち、管理運営部門が一つのフロアに集約されているわけではございませんので、教室数は多いのですけれども、先ほどの今後の統合中学校を当てはめたときに、例えば4階あるうちのワンフロアが丸々あくかどうかというのは、少し厳しいのかなと、そういうイメージは持っております。

#### ○千葉委員

懇談会の中でも、新しい学校の活用について答弁があったかと思っておりますけれども、私としても、具体的に今言ったような unnecessary 教室ですとか、小樽商業高校は産振棟など違う利用目的で有効活用できる施設も整っておりますので、一定程度、教育委員会としても、学校としてではなくても複合施設としてでも、そういう考えがあるだとか、そういう案を持っているだとか、もう少し具体的に懇談会等で示すことで、保護者の方、来られない方にも示すことでイメージが湧くのかと、それも踏まえて、統合校となることについての考えも少しずつ固まってくるのではないかと考えておりますが、実際にその産振棟などの活用法について、案として教育委員会では持っているのかについてはいかがでしょうか。

#### ○教育部副参事

小樽商業高校の校舎の活用につきましては、今申し上げた4階まである校舎本体の関係、それから後方にあります産振棟でありますけれども、内容については、今いろいろ検討をしております、今、委員からございましたけれども、いろいろな複合施設というような観点での検討ができないかということでございましたので、引き続き教育委員会、それから庁内の中で検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

#### ○千葉委員

全国的に見ても、新しい学校づくり、施設面でもそういう複合施設の考えというのは、非常に先進的で、今、不足しているコミュニティの場ですとか、例えば小樽であれば福祉センターも非常に古くなってしまっていて、ボランティア活動の拠点となる場所ですとか、非常に不足しているところもありますので、そういう活用等も含めて案を一定程度提示するのも、私は今後必要になってくるかなと見ておりますので、この件についてはぜひ検討をお願いしたいと思っております。

#### ○教育長

千葉委員から、今いろいろ御提案がございました。実際に教育委員会の中で、今、検討チームを立ち上げて検討をしております。そういった中で、維持費だとか、そういった部分もかかりますので、今後はそのアイデアを募った上で、中で検討しながら、市長部局とも協議をして、そしてその中でいいアイデアがございましたら、住民の皆様にも御提案をしていきたいと考えております。

---

#### ◎閉校後のグラウンドをドッグランに利用することについて

#### ○齊藤委員

先ほど、閉校後の学校跡利用の進捗についてという報告がございましたが、1点だけこの跡利用に関して伺いたいと思っております。

先ほど、アイデア出しというのが出ていたのですが、私も、今、要望をいただいております、廃校後の学校のグラウンドがドッグランにならないかという要望があります。アイデアの一つですが、多少具体的にお聞きしたいと思いますが、まず開設主体ですけれども、可能性として、法令上の制限だとかいろいろあると思うのですが、市が開設して市が運営するという可能性はあるのか。小樽市内で何か所かドッグランというのものもあるようなのですが、市の土地とか公園とか、そういったところに開設しているやにも聞いたのですが、市として開設して市が運営するというようなことは可能なかどうか、可能性としてあり得るかということをお聞きしたいと思います。

○（総務）企画政策室佐藤（慶樹）主幹

ドッグランを市が主体的に運営していくことの可能性ということでございますけれども、実際にほかの町でそういう事例があるのかというのは、私、承知はしていないのですが、小樽市内には民間のドッグラン、望洋台とかには設置されているかとは思いますが。法的といいますか、市がそれを運営していくこと自体が可能かどうか、不可能ではないとは思いますが、現実的に運営、当然人の配置ですとか、施設の管理運営から全て市が丸抱えで、多分料金を徴収するような形になってくるかと思っておりますので、なかなか今そういうものを新たにつくる、市がつくるという部分では、若干ハードルとしては高い部分はあるのかなというふうには感じております。

○齊藤委員

有料、無料いろいろなパターンがあり得るのですが、それでは市の土地とか市の用地で、今話しているのは学校のグラウンドですけれども、市が開設をしますと、そして運営は民間のそういう愛護団体ですとか、そういったところが運営するみたいな形はどうなのでしょう。

○（総務）企画政策室佐藤（慶樹）主幹

今のお話もどちらかというと市が開設という形になりますので、ハードルとしては、運営こそその団体がやっていただくということで、若干ハードルは下がる部分はあるかとは思いますが、市がやはり一定程度の負担なり運営なりの部分を見なければいけないというところは、変わらないのかなと思っております。

逆に、例えば可能性があるとすれば、先ほど最初学校のグラウンドということでお話いただきましたので、例えば学校のグラウンドをドッグランとして使いたいのだということであれば、例えばドッグランですから、1日限りとか2日限りとかというのではなく、雪が降るまでの間とかという形になるかと思っておりますけれども、そういった中で、跡利用の中で、そういう可能性があれば、その団体に貸し付けるとかということは可能であると思っております。ただ、どうしても学校の校舎の部分がありますので、そこを置いてグラウンドだけ先に決めてしまいますと、校舎の活用になかなか制限が今度はおかかってしまいますし、それからどうしても学校の場合は、周りに家が建っているケースがございます。今ある民間のドッグランですと、結構周りに家がないところとかという部分があるかと思っておりますので、そういった方々、地域の方々の御理解もなければ、グラウンドへの開設というのは難しい部分もあるのかというふうに考えます。

○齊藤委員

民間が開設して民間が運営をすると、用地だけ、土地だけ貸してもらおうとか、そういうやり方はあると思うのですが、今おっしゃったように、そういうドッグランとして使うためには、例えば周りに余り近接して騒音なんかの部分がありますから、迷惑にならない、家から離れているとか、ある程度の距離があてなければならぬだとかという、いろいろな条件があると思うのです。さらに設備の部分で、例えば芝生があったほうがいいのか、給水設備とか水を飲むところとか、あるいは逃げていくとか、逸走防止というのですか、逃げていくのを防ぐためにフェンスや二重のゲートがついているだとか、若干のそういう設備的なものがあるのですが、それは現状で学校のグラウンドにそういうフェンスがついていたり、給水設備とか、水飲み場があったりすれば、そういうものを貸してもらいたい、そのまま使えるよというのが一番いいのですが、そういうことは兼用と

どうか、可能なものでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤（慶樹）主幹

今、閉校になっている学校で、委員がおっしゃられた条件を全て満たしているところがあるのかどうか、私はまだ押さえられてはいませんが、仮にこの条件を満たしたとして、例えば校舎がかなり老朽化が進んでいて取り壊すことになったと、グラウンドと校舎の敷地があると。それで跡利用を考えていったときに、例えば切り売りで、本当に例えばですけれども、グラウンドはそういう形に民間の方が運営するドッグランに貸し出す、残ったほうは校舎の更地のほうを売却するとかというような形であれば、可能性は全くないというわけではないかと思いません。

○齊藤委員

要するにドッグランというの、犬種というか、大型犬とか中型犬とか小型犬とかいろいろあって、そういうランク別で区画を区切って使うとかいろいろなやり方があると思うので、先ほど言ったいろいろな条件というか、迷惑にならないとかということを考えてながら、そういう団体の人とかが貸してもらいたいという相談に来た場合は、対応していただける窓口は開いているということではよろしいでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤（慶樹）主幹

御相談は私ども企画政策室、学校の場合は、跡利用の窓口になっておりますので、私たちがお話しさせていただきますと思います。

先ほど申し上げたとおり、話が少し戻りますけれども、学校の場合どうしてもやはり家が周りに建っていて、どうしても犬が好きな方もいらっしゃる、逆の方もいらっしゃると思いますので、学校の跡地に限らず、多分考えていかなければいけない市の遊休地というのでしょうか、それが今度山奥になると、給水ですとかというのが今度は難しくなってくる部分があると思いますが、そういった部分含めて、関係する部局とも相談しながら、どういう対応ができるかお話できればと思っております。

○委員長

公明党の質疑を終結し、共産党に移します。

---

○酒井（隆裕）委員

先ほど小樽商業高校の空き教室について、コミュニティ施設的なものを検討されていると聞きましたけれども、今、具体的に進んでいるのでしょうか。

○教育部副参事

コミュニティ施設の何か検討が具体的に進んでいるかということでございますけれども、具体的な検討ということでは、今、何かを具体的に作るかとか、そういうことまでは至ってはおりません。

○酒井（隆裕）委員

でたためなのですよ、こんなものやるとなったら、例えばテニスコートを潰さなかったら、教員用の駐車場はつくれないですよ。それから、建物、校舎だって入り口を変えなければならないではないですか。レピオみたいな感じに。そのためにも、またお金がかかってしまうですよ。いかにも、そういうことが住民のためにできるかのごとく言うというのは、大変大きな問題になってくると思いますよ。まず、そこを指摘させていただきます。

◎小樽商業高校が小樽商科大学に隣接することのメリットについて

まず、小樽商科大学が隣接することのメリットについて質問いたします。メリットについて、これまで図書館やアクティブラーニングなどの学校施設活用、これがメリットの一つだというふうにお答えいただきました。この学校施設活用、このメリットは、どのようなものか説明してください。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

小樽商科大学の図書館とアクティブラーニング教室の概要についてでございますが、まず、図書館につきましては、従来のような文献や資料を静かに読むような場所のイメージではなくて、液晶画面に映し出された資料や映像を見て、学生同士が議論できるような場所ですとか、ファミリーレストラン風の 6 人用のボックスで話し合うような場所、または静かな環境で個人が学習するような場所が設置されており、学生の学びを支える環境が充実しております。

次に、アクティブラーニング教室は、壁面が白くなっておりプロジェクターの画像を映すスクリーンと、それからホワイトボードの機能を兼ね備えております。また、教室には i P a d が各教室に数十台あり、学生が個人の考えを全体に提示したり、全体の意見を個人でまとめたりするなど、さまざまな情報を一括管理できるようになっており、多様な授業が展開できるように整備されております。

○酒井（隆裕）委員

そもそも、小樽商科大学の図書館でその情報のものを使われるということなのですけれども、書籍の問題でいったら、中学校が使えるというものがどれだけあるのですか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

どれぐらいあるかということにつきましては、詳細については押さえてございません。

○酒井（隆裕）委員

大体、今、中学校とかで I C T などやっているではないですか。わざわざ小樽商科大学まで行ってやる必要はないではないですか。おかしいのです、やはり。

アクティブラーニング教室を使うという話ですけれども、そもそもアクティブラーニングというのは、一体何ですか。

（「商大に聞いてきたほうがいいよ、そんなの」と呼ぶ者あり）

○（教育）学校教育支援室長

新しい学習指導要領改訂に伴いまして、今、アクティブラーニングという授業の形態が求められているところがございます。日本語で言うと、主体的、対話的で深い学びというように訳されておりますけれども、従来、今も子供たちが言語活動を通して、子供たちが主体的に授業にかかわりながら学習するという取り組みは進んできてはいますけれども、やはりなかなか教員が一方的に話す講義型の授業と申しますか、そういう授業が主流になっている部分というのがあると。そういうところを転換を図りまして、子供たちが自分たちの課題に向かって、それから友達同士で対話しながら、また教員のアドバイスも受けながら学習をし、そして自分の課題を解決していくという、そういう学習というのが今後の学習の展開になってございます。そういったときに、そういう対話するような条件というか、環境というのが必要になってきます。その環境が小樽商科大学のアクティブラーニング教室には整ってございます。

例えば、マリンホールを小さくしたような、自分たちが総合的な学習などで発表したものをパソコンで大きなスクリーンに映して、それを本当に観客席のようなところで、子供たちがそれを鑑賞しながら感想を言い合うだとか、そういうこともできる施設が非常に充実してございます。そういうことの活用できるという点では、大変いいことだと思ってございます。

○酒井（隆裕）委員

小樽商科大学でやる意味はないのですよ。I C T やっているではないですか。では、ほかの学校、一体どうなるのだという話になってしまうではないですか。どうしても小樽商大でやらなかったら、ほかの学校だって小樽商大に行けばいい話ではないですか。

そもそもこのアクティブラーニング、いろいろな事例を見てみましたが、御説明されたとおり、生徒みず



からが課題設定して表現する学習活動だということで、その活用法として I C T を活用されたり、さまざまな方法がとられている。小樽商大を使わなければならない理由がないのです。

この辺からいっても、私はもう図書館やアクティブラーニング施設を使うということが、これはあくまでもメリットだとは言えないと指摘させていただきます。

次に、大学教員の中学校での指導というふうにありますけれども、一体どのようなものでしょうか。

**○（教育）学校教育支援室鈴木主幹**

いろいろな想定を今後しなければいけないのですけれども、先ほど自民党の中村吉宏委員の御質問にも一部、違う方向でのお答えはしていますけれども、大学の教員ということ考えたときに、いろいろな教科があるとは思いますが、それをまた今後相談という形にはなってしまうかと思えます。

例えば、小樽商科大学ですから、英語の教員だったり、またさまざまな分野がありますので、そういった部分の御協力をいただければというのが、今のレベルでございます。実際に個別の具体というのは、これからの相談になりますので、そういった部分の個別という形では、今のところ具体の教科だとかかという形は申し上げられないのかなと思っております。

（「英語だけなら説明弱いって」と呼ぶ者あり）

**○酒井（隆裕）委員**

本当にこれひどい話です。単なる要望ですよ。こんなので小樽商科大学と隣接しているからメリットがあるなんて言ったら、小樽商大に対しても失礼ですよ、これ。いや、まあいいです、次に移ります。

大学生との放課後学習や部活動で交流とありますけれども、具体的にどんなものでしょうか。

**○（教育）学校教育支援室長**

まず、私ども一度、近隣の中学校の教頭、また小学校も含めて、教頭と一度、小樽商科大学に出向いてございます。ちょうど小樽商大の事務の方々とアクティブラーニング教室だとか、今後の具体的な対応ということについても話し合っております。

そのときにいろいろと出た話の中では、先ほど鈴木主幹から、例えば英語のことが出ましたけれども、学習指導要領では中学校の英語の授業がオールイングリッシュでやるというような授業の転換が、今、図られようとしております。そういった意味では、小樽商大の学生の、私も授業を見てきましたけれども、もうオールイングリッシュで授業が進められてございます。そういうノウハウを、やはり学校の教員が学ぶ機会にもなれるだろうと思っております。

それから、学生のところにつきましては、やはり距離が近いということ、やはり下校の通り道ということで考えていけば、部活動の例えば練習のサポートをしてもらえるだとか、それから距離が近いことによって、先ほど言った、樽っ子学校サポート授業の活用というのも、より多くの時間で図れるのではないかなと思っておりますので、そういった活動がやはり距離の近さということでメリットになるのではないかなというふうに考えています。

（「学生がみんな商大に住んでいるわけでないんだから」と呼ぶ者あり）

**○酒井（隆裕）委員**

本当に、他の中学校に対しても失礼な話ですよ。全市的に広げてもらうようお願いしなければならない問題なのに、この学校だけ小樽商科大学に隣接しているからといって、メリットだと言ってやっている。もう大変大きな問題だと思います。

これに答えてほしいのです。大学生との放課後学習や部活動での交流とは何ですかと話しているのです。

**○（教育）学校教育支援室長**

繰り返しになりますけれども、放課後に、まず部活動の交流ということで言えば、小樽商科大学にある部活動のそれと、新しくできる中学校の部活動が合同で練習したりということで交流がなされるのではないかなと思っております。

それから、学習という点で言いますと、先ほど言った小樽商大の学生が、実際に放課後学習のときに指導に来てくださったりですね、それから小樽商大にはさまざまな専門的な知識を持った学部というか、学科がございますので、そのゼミだとかの学生を利用して、いろいろ総合的な学習の時間の交流をしたりとかということも可能であるとと考えてございます。

○酒井（隆裕）委員

それだけが隣接するようなメリットではないと思うのです。それだけできるのだったら、全市的にやるべきなのです。おかしい話です。ただ、放課後学習とか部活動の交流と言いますけれども、保護者の方からはどのようなことが言われているか。大学生と中学生との交遊が心配されると言われているのですよ。

（発言する者あり）

○委員長

お静かに。

（「保護者の声なのです」と呼ぶ者あり）

○酒井（隆裕）委員

保護者の声なのです。

（「保護者の声なんて言っちゃいけないよ」と呼ぶ者あり）

（「そうやって言ったのだもの」と呼ぶ者あり）

（「何でもいっていいのかい、その保護者が言っているのだったら」と呼ぶ者あり）

そういった声にお答えでしょうか。

（「今の発言訂正したほうがいいって」と呼ぶ者あり）

○（教育）学校教育支援室鈴木主幹

私ども、近接することでのメリットという中で小樽商科大学の連携というのは、生徒、本当に個人個人で、ばらばらで小樽商大の学生なりとの交流というよりも、例えば授業なり、部活動なりという一定の固まった中での交流ということで、学生からの支援を受けながら、そういった中学生の中でプラスになる部分ということで進めていきたいと考えておりますので、保護者の声ということで、今、御紹介ありましたその部分の中では、個々の交流という意味合いかと思うのですけれども、まずはその授業だったり、部活動だったり、教職員またはその指導する教員方がいる中でのそういった交流を、私どもとしては考えているというところでございます。

（「委員長、議事進行について」と呼ぶ者あり）

○委員長

安齋委員。

○安齋委員

今の酒井隆裕委員の発言ですけれども、私、まちづくりとかの活動で大学生といろいろ連携させてもらっていても、余りにも偏った目線で、しかも市議会議員という公的な人間なのにもかかわらず、保護者の声だからといって、余りにも大学生に対して失礼な発言でありますので、訂正するか、言い直すか、何か発言の撤回を求めたいと思いますので、その辺、采配お願いします。

（「発言してよろしいでしょうか」と呼ぶ者あり）

○委員長

酒井隆裕委員。

○酒井（隆裕）委員

先ほど私が発言をいたしましたのは、前回の懇談会の中で保護者から発言があって、それにお答えをしていた、そのことを紹介しただけなのです。私は、このことについてどうのこうの言っているわけではありません。そうい

ったことが心配されますが、どうですかといった話をして、堂々とそれはないのですねと言ってくれたからいいですし、何てことないでしょう。懇談会での発言ですよ、私が言ってるのは。私の意見で言っているわけではないのですよ。

(「お母さんがそこで言うのと公人が言うのと違うでしょうが」と呼ぶ者あり)

#### ○委員長

今のお話でありますけれども、酒井隆裕委員からは、一部そういう声もあったということなのですね。

(「懇談会で出された話です。もっとはっきりした言い方でした」と呼ぶ者あり)

安齋委員のお話では、そういう傾向というか、そういう事象が心配されるというか、すごく一般的な話にされるのではないかというお話ですけれども、あくまでもそういう声の一部としてあったということで、よろしい……

(「一人の方から」と呼ぶ者あり)

一人ですね。それを……

(「懇談会ですね」と呼ぶ者あり)

(「懇談会で発言された」と呼ぶ者あり)

(「言ってないです」と呼ぶ者あり)

(「傍聴された方だったら皆さん聞いているはずですよ」と呼ぶ者あり)

(「それがあったとしても、公人であればもっとちゃんと言い方があるでしょう」と呼ぶ者あり)

(「これ以上何をどうやって言えばいいのか。もっとはっきりした言い方していたんですよ。私は交遊としか言ってないけれども」と呼ぶ者あり)

今の質問の仕方でありまして、実際、現実そういうお話があったということを一例として出しているということですので、私としては、先ほど言ったように、お一人というか、本当にごくごくわずかなお話だということですので、この質問に対しては許します。

#### ◎指定校区別で通学すべき学校別の人数について

##### ○酒井（隆裕）委員

それでは、指定校区別で通学すべき学校別の人数について質問いたします。

北陵中学校が来年開校いたしますけれども、本来、色内小学校から長橋小学校、手宮中央小学校に通学すべき児童が稲穂小学校に通学するという大きな現実があります。このまま指定校区に進学すれば、本来の北陵中学校でありますとか長橋中学校に通学することが原則だと思いますけれども、旧色内小学校区の児童が稲穂小学校を卒業するならば、西陵中学校に通うのが自然だと思いますけれども、実態はどのようになっているのかお伺いいたします。

##### ○（教育）学校教育支援室鈴木主幹

小学校と中学校の校区の関係でこういう形ですけれども、まず小学校の校区としては、ことしの4月に、色内小学校が三つに校区を分けて統合しましたので、それぞれの小学校の手宮中央小学校、長橋小学校、稲穂小学校の校区と現在なっております。

ただ、中学校としてみれば、西陵中学校の校区ということになっておりますので、来年の部分、旧色内小学校のどのお住まいで、今どちらの小学校に通っていたとしても、指定からすると教育委員会規則の中では西陵中学校を指定するという形になります。

ただ、この間、この色内小学校の地区別懇談会の中で、大分前になりますけれども、それぞれに校区を分けて小学校が統合したときに、例えば手宮中央小学校に行った子供が、校区の話をすれば西陵中学校ということだけでも、北陵中学校は手宮中央小学校と高島小学校の2校から進学する形になるので、手宮中央小学校に色内小学校から統合となって行く子供、この部分については保護者の意向によって北陵中学校に、また長橋小学校の部分は長橋中学校に希望した場合には意に沿ってほしいというお話がありまして、そのような形で教育委員会としても対応す

るという答弁を差し上げて、以前のこの委員会の中でも、そういった紹介をさせていただいたところでございます。

◎閉校後の学校跡利用について

○酒井（隆裕）委員

次に閉校後の学校跡利用について伺います。

旧若竹小学校の擁壁改修について11月末まで工期を延長すると、来年度に再度売却にて延長するという話でありました。いつまでかかるのかというのはすごく思うのですよ。本当にこの期間で終わるのかということをも確認したいと思います。

○（総務）企画政策室佐藤（慶樹）主幹

本来であれば、確かに8月までの工期ということで行ってございましたけれども、前にもお話ししたとおり、擁壁の中にかなり大きな岩があるということで、従来の、当初考えていた工法では難しいということで昨年工事している際に延期という形になってございます。

また今回、その部分の障害もありまして3カ月ほど延期になってございますけれども、今時点では11月末での完工ということで建設部から確認しておりますので、その時点では工事が終わるものだと認識しております。

○酒井（隆裕）委員

当初の予定では売却ということで、今回も売却ということでありますけれども、その方針というのは変わらないということよろしいかどうか。

○（総務）企画政策室佐藤（慶樹）主幹

売却の方針でございますけれども、先ほど来からお話ししております、庁内での方針の確認、それから地域への説明、こういった部分を経まして地域の皆様からも売却についての御理解いただいた部分もございますので、現時点では売却という方針は変更ございません。

○酒井（隆裕）委員

それでは、具体的な売却先ですとか、そういった見通しというのは、今、立っているのでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤（慶樹）主幹

具体的に、例えばどちらかの事業者から、この土地はということでの打診はございませんけれども、売却という形で公示のほうまだ一度もしておりませんので、そういった部分、現状、建物の建った今の状態のまま売却という形をかけますが、そういった部分でこう周知が広がっていく中で、売却先を確保してまいりたいと考えてございます。

○酒井（隆裕）委員

次に、旧色内小学校の跡利用について伺います。

道営住宅が建設されるという話でありましたけれども、現在の進捗はいかがでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤（慶樹）主幹

こちらにつきましても、庁内での検討、それから地域への説明という段取りを踏まえまして、最終的には建築住宅課で北海道との連絡をとりながら調整を図っているところでございます。

以前からの繰り返しになりますけれども、まだ道では検討中ということでの回答をもらっているということで聞いてございます。

○酒井（隆裕）委員

建設のめどすら立ってないのですよ。北海道からは、ここでやりますという話、何も来てないのです。あくまでも、こちらで要望しているだけなのです。いや、本当にめどすら立ってないというのが実態ではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤（慶樹）主幹

スタートの時点で、北海道からも、こういう形で再編といいますか、道営住宅の考え方が示されまして、それに基づいて建設部で北海道とも打ち合わせをしながら、今回、平成26年ですけれども、要望を出させていただいたところでもあります。

ですから、道も全く一方的にそれを受けたという形にはなっていないというふうに私どもも認識しておりますし、繰り返しになりますけれども、引き続き建設部では道との連絡をさらに行っていくというふうにも聞いておりますので、道営住宅については、現在、道の計画にはまだ正式にはのっていないというふうに聞いておりますけれども、進んでいくものというふうに考えてございます。

○酒井（隆裕）委員

住民の方には、いかにもすぐに道営住宅ができるかのように説明して、皆さん怒ってますよ。このままグラウンドも校舎もそのまま残しておいて、一体どうなっているのだと。それはそうなのですよ、説明するときに道営住宅すぐ来るようなことを言っていたのですもの。でも、ふたをあけてみたら、全然計画にものっていない、今の状況ではないですか。そうしたら、要望していくということだったのですか。

（「要望していくという話でしょう」と呼ぶ者あり）

○（総務）企画政策室佐藤（慶樹）主幹

住民の方に御説明した際には、あくまで市の方針として、北海道に道営住宅の建設を要望していくことの同意という形でお話はさせていただいております。

○酒井（隆裕）委員

できるかできないかも含めて、こうやって説明して行って、学校をどんどん潰していくというのは、私は大きな問題だと思っています。

○新谷委員

先ほど、グラウンドですね、サッカー、野球の試合ができる中学校を二つ挙げられましたけれども、本当にそうですか。間違いないですか。

○（教育）施設管理課長

土地の図面上の判断でしか、今、確認することができませんでしたので、土地の図面の中では野球のフィールドとサッカーのグラウンドがとれるような大きさを確保しているということでお答えしたつもりです。

○新谷委員

いや、それは間違いだと思います。今ここで求めませんけれども、もっとやっている学校あります、大きな学校ありますので、正確に答えていただきたいと思います。

それから、予算特別委員会で聞いたことの続きをやりますと、私宣告しておりましたので、お聞きします。

◎小樽商業高校への移転について

教育委員会で正式に西陵中学校と松ヶ枝中学校の統合校を小樽商業高校にということ議論していない、決定もしていないのに、先ほどお聞きしましたけれども、検討委員会などでどんどん進めております。それは副参事が法令や規則などで明記されていることに基づき事務執行しているので問題ないという答弁でしたが、それがどの法律に基づいているのかお示してください。

○教育部副参事

先日、新谷委員からお尋ねのあった関係でございますが、教育委員会の職務権限ですとか、それから教育長の事務に関する委任などにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定されているところでございます。

特に、教育長の委任という事項につきましては、法律の条文の書き方として、教育長へは何が委任できるという書き方をせず、何が委任できないという限定する書き方をしております、この第25条の第2項というのが教育長へ委任できない事務として6点を掲げているところでございます。

**○新谷委員**

それがおかしいというか、それはわかるのです。そのことを私も言っていますから。そうではなくて、事務執行に問題がないというのは、何に基づいているのかと。きちんとありますから、この次、正確に教えてください。

それから、教育委員会で、昨年12月の中旬に個々の教育委員に統合校を小樽商業高校跡にということで了承されたということですが、何度も言いますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正で、引き続き教育委員会は合議体であると、わざわざ文部科学省で通知しているのに、なぜ教育委員会の会議の中で話せないのですか。

**○教育部副参事**

今の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定の関係と関連するのですが、こういった法令を受けて、本市におきましても市の教育委員会の事務委任等規則を制定しております。また、この規則の中で教育長へ委任できない事務として、7点掲げておりますけれども、さきの法令の地教行法とあわせて委任できないものという形の定め方で、それを限定して定めており、限定されていないものについては委任ができることになっているものでございます。

そうしたことで、例えば中央・山手地区の関係のこととありますとか、そういった関係については進めてきているところでございます。

**○新谷委員**

全然その答弁は違いますよ。委任できないことに学校の敷地の設定なんかあるでしょう。そういうことではなくて、私が今聞いたのは、それはこの次答えてもらいますと、どの法律に基づいてやっているのか、事務の執行、何に基づいてやっているのか、きちんとありますから、それは宿題です。

なぜ、その教育委員が正式な会議にもかかわらずに、粛々と進めているわけですが、なぜ教育委員会の会議の中で正式に話せないのかということ聞いたのです。

**○（教育）学校教育支援室鈴木主幹**

この間に何回か触れさせていただいたかと思うのですが、現段階は、この中央・山手地区の中学校の方向性ということで、一つの案を持って教育委員会として最適ではないかということで、御説明させていただいているところで、逆に教育委員会で先に決定してしまってからお話をするという状況ではなくて、まず方向性についてをお話しさせていただいて、その懇談会の状況ですとか、そういった部分は、教育委員の中にも定例会の中で御報告させていただいているところであります、そういった、今、地域に意見を聞いているという状況の途上と申しますか、そういった状況でございますので、そういった御説明をこれまででもさせていただいているところでございます。

**○新谷委員**

それであっても、話し合いをしてないということは大問題ですよ。そういう認識はあるのですか。

**○教育部副参事**

話し合いということにその表現がどうかという部分はありますけれども、私どもとしては懇談会の開催状況ですとか、また議会での審議等、そういうことも含めて教育委員会には報告しておりますし、そういった際には、委員の皆様も内容を承知しております。

その際、それを話し合いという表現はなかなか難しいのかもしれませんが、今申し上げたとおり内容の掌握はされておりますので、十分認識、理解されているものと思っております。

○新谷委員

◎学校再編を行うに当たっての考え方について

問題を認識しておりませんね。懇談会でも反対意見が多いのですよ。

ところで、平成21年11月、小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画ですね、これは議案として教育委員会で決定されました。改めてこの中の「4 学校再編成を行うに当たっての考え方について」の③について説明してください。

○（教育）学校教育支援室鈴木主幹

今、御指摘の部分は、適正化基本計画の7ページの下段だと思います。

「4 学校再編成を行うに当たっての考え方について」というところの③「既存の学校施設を有効に活用しながら、安全・安心な環境づくり 統合後の学校は原則として、既存の学校敷地や施設を活用することとします。また、新しい学校となる校舎は建築年や施設状況により、建て替え、改修、耐震補強等を計画的に行い「安全・安心な教育環境」を整えます。」

○新谷委員

その適正化基本化計画に基づいて、この緑色のブロック別学校再編プランの検討のためにというのがつくられたと思うのです。その中でも言われている、統合校は原則として既存の学校施設、校舎を活用していくと云々というふうに同じことが載っております。これは教育委員会できちんと議論され、了承されているものですか、これについて、改めて聞きます。

○（教育）学校教育支援室鈴木主幹

ブロック別学校再編プランの検討のためにという冊子で、平成22年の3月に公表をさせていただいているものですが、これは教育委員会の、いわゆる教育委員会会議の中では、議案という形ではなくて協議ということで委員にお示ししながら、この22年3月、ちょうど学校適正配置等調査特別委員会の第1回定例会で御紹介しているのですが、その前に協議ということで御了承いただいております。

○新谷委員

今、説明してくれたことは、基本計画で議案として決定され、これも了承されていると、議論されているということでしたけれども、それであれば、これと全く違ったことが突如として出てきたわけです。小樽商業高校跡を使うという。であれば、この基本計画そのものを見直し、またこれも見直さなければならない、正式に教育委員会としてやり直すべきものではないのですか。

○（教育）学校教育支援室鈴木主幹

このブロック別学校再編プランの検討のためにという冊子は、表紙をめくっていただくと、地区ごとに出てはいるのですが、地区別懇談会で参加者間の活発な意見交換ができるようにということでもとめたものでございます。

あくまでも、適正化基本計画は大きな基本的な方針ということで、これは教育委員の中で議案をもって議決という形でございます。今回、平成21年に策定したこの基本計画は、全市的な方向の学校再編ということで、本市で初めて、その一部分でということではなくて、全市的な考え方で進めていくといったものを基本計画ということでまとめたものです。

その後に実際にはブロックごと、各学校に22年度に入りますと、各論的なこの学校とこの学校の組み合わせというお話をしていく中で、議論が活発になるようにという資料をお示ししてくださいという意見もいただいていたことから、こういった部分をまとめて、初めて全市的な部分の話し合い、また資料の部分がありましたから、当然、適正化基本計画は、総論で41校が21校というところとどまっております。

その後、各論的な話の中では、やはりどういった考え方があるのかという部分の、これで決めたという中身のプ

ランではありません。何種類か、こういう考え方を持っているといるところは、今後全市的に進めていく中でどういった考え方があるのか、そういった部分を含めて教育委員に御紹介しているということであって、プランの中で実際に、今、その後お話を積んでいく中で、プランの中にない学校というの、例えば山の手小学校もこの中に一部ありません。いろいろな意見を地区別懇談会の中でいただきながら、また校区の分け方も、これにない部分も実際のところ御意見をいただきながら、やっていった部分もあります。そういった部分も意見をいろいろいただいた中で、教育委員にはお話しして、最終的に決定していくと、教育委員会議の中で進めていくという形になりますので、このプランの中にないから、基本計画を変えなくてはいけないのではないかと形にはならないということと考えてございます。

○新谷委員

きょういただいた資料の中で、松ヶ枝中学校と西陵中学校の統合を小樽商業高校にという、西陵中学校を残せないという理由の一つに、通学距離の問題を挙げております。西陵中学校を残した場合、からまつ公園から3.2キロメートルあるから、これは適正ではないと。では、向陽中学校と潮見台中学校は何キロメートル離れているのですか。

○（教育）学校教育支援室鈴木主幹

学校間の距離ということで、この先ほど申し上げた平成22年のプランの中にも載っているのですが、向陽中学校、潮見台中学校の学校間の距離は3.3キロメートルということで記載されてございます。

○新谷委員

懇談会の中でも出ていましたけれども、最遠では4.7キロメートルもあるということで、これはバス通学になりますということも、この緑のところでは書かれております。西陵中学校を残してほしいということに対しては、通学距離が平準化されないということを挙げ、一方では、南小樽ブロックが4キロメートルを超えるからバス通学をするということで、大変矛盾なのです。一方で認めて、一方では認めない。なぜこういうことが起きるかということ、ブロックごとの再編だから、こうした問題が出てくるのではないですか。

○教育部副参事

それぞれ地域の状況といいますか、それぞれの通学区域の中では、幹線道路と通学路の関係も異なって、それぞれ地域で違っておりますし、それから学校の位置自体もそれぞれの地域でいろいろな場所にありますので、いろいろな関連するところで、そういったような距離が同一になるかどうかというのは、決してそうではなくて異なる場合がやはりあるものというふうな認識でおります。

○新谷委員

ブロックごとの再編だから、こうした矛盾が出てくるわけです。西陵中学校を統合校とすることが適切でない理由のもう一つは、学校規模が適正規模を下回るということですが、南小樽ブロックの向陽中学校と潮見台中学校、3月22日の地域懇談会資料で、平成31年度から39年度まで示されておりますが、それぞれお示してください。

○（教育）学校教育支援室鈴木主幹

向陽中学校、潮見台中学校の推計ということですが、平成31年度8学級、32年度から34年度が7学級、35年度が8学級、36年度が9学級、37年、38年度が7学級、39年度が8学級ということで推計でございます。

○新谷委員

このように最初から、いつ統合するかわかりませんが、適正規模になるのはたったの1年しかないのです。最初から適正規模でないのにスタートしなければならないという、こんな矛盾を進めていいのですか。

○教育部副参事

推計に基づくこのような学級数になりますけれども、計画を平成21年に策定しておりますが、当時27年までのものを推計で出しておりますが、その推計値と実情、現実の児童・生徒数を比べますと、2%ほど下がっております。そうした人口減少の影響もございまして、それからまた、この間、指定校変更などの関係もございまして、望まし



い学校規模に到達しなかった例もやはりあるものと思っております。

そうした中で、将来の推計が確かに中学校は 9 学級でございますけれども、そこに到達しないということにもなりますが、背景としてはそういったこともございますので、私どもとしては計画の中で望ましい規模との、やはりそこに到達できることが望ましいという考え方は変わっておりませんが、できるだけそれに向けて学校の再編を進めていく、そういったことで今考えて、この南小樽ブロックについても今後取り組んでいきたいというふう

#### ○新谷委員

教育委員会みずから矛盾したことを進めると、それでいいということで進めるのですね。これはおかしいと思います。大問題だと思います。

#### ◎学校統合の適否に関する合意形成について

それで、文部科学省の適正配置の手引きでは、学校統合の適否に関する合意形成の基本的な考え方が書かれておりますが、どのように言われておりますか、お示してください。

#### ○（教育）学校教育支援室鈴木主幹

文部科学省が 27 年 1 月 27 日に発行した公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引ということで、ただいまの部分につきましては、学校統廃合の適否に関する合意形成の基本的な考え方ということで、4 点記載されてございます。読み上げさせていただきます。

1 点目、「学校は児童生徒の教育のために設置されている施設であり、学校統合の適否の検討に当たっては児童生徒の教育条件の改善の視点を中心に据えるべきですが、地域住民から見た学校は、地域社会の将来を担う人材を育てる中核的な場所であるとともに、防災、保育、地域の交流の場など様々な機能を有している場合も多く、学校づくりがまちづくりと密接に関わる場合も多いところす」

2 点目、「もとより、子供に求められる資質や能力は、多様な人々と関わり、様々な経験を重ねていく中で育まれるものであり、学校のみで育成できるものではありません。加えて、近年の社会の変化に伴い、多様化・複雑化するニーズに学校の教職員や教育行政の力だけで対応していくことは困難となっており、学校がその目的を達成するためには、保護者・地域住民等の支えが必要となっています」

3 点目、「さらに、近年の教育改革により学校現場の裁量が拡大している中であって、公費で運営される公立学校をモニタリングする主体として、保護者・地域住民等の学校関係者が学校運営に関わっていくことの重要性が一層増してきています」

最後 4 点目です。「こうした中であって「地域とともにある学校づくり」が求められていることを踏まえれば、学校統合の適否を検討する上では、学校教育の直接の受益者である児童生徒の保護者や将来の受益者である就学前の子供の保護者の声を重視しつつも、地域住民や地域の学校支援組織と教育上の課題やまちづくりも含めた将来ビジョンを共有し、十分な理解や協力を得ながら進めていくことが大切になってきます」

#### ○新谷委員

このように、今、説明ありましたけれども、保護者、地域住民の理解が必要であると。今、懇談会でも小樽商業高校にというのは、大変異論、反対が多いわけですが、まちづくりも含めた将来ビジョンの共有、これはどのように示していくのですか。

#### ○教育部副参事

まちづくりの観点ということですが、市には総合計画がございますし、それぞれ各部、所管等の各種計画もあります。総体的には、今申し上げた総合計画が本市のまちづくりに関する方向性であると思っておりますし、その枠組みの中で考えていくことになっていくものと思っております。

その地域との関係で申し上げますと、適正化基本計画の中でも、保護者やその地域住民との共通理解を深めてい

くという考え方がございますし、また学校づくりを行うに当たって、やはり地域の支援を受けてその学校の運営をしていくという面もありますので、その地域の事情など懇談会の中でお聞きをしながら、学校再編に理解を得ていくべきと、そのように考えているところでございます。

#### ○新谷委員

今、総合計画でうたわれていると、だけれども、この統廃合が地域住民に本当にわかっているのか。何回も言いますがけれども、懇談会では異論が多いわけです。懇談会の中で提案されております、松ヶ枝中学校が大変古くて、ここはやはり一刻も早くその安全な場所に移りたいという声が多いというふうにも聞いております。松ヶ枝中学校を向陽中学校、菁園中学校に移す。それで、西陵中学校は残す。こういう案が出ております。

先ほども言いましたけれども、ブロックごとの再編が矛盾を生み出しているわけですから、こうした隣のブロックも一緒に考えていくということが必要であり、ですからこの小樽商業高校にという案ですね、この案は一旦中止にして、南小樽地区など一緒に検討する、そういうことが必要ではないですか。

#### ○（教育）学校教育支援室鈴木主幹

ブロック単位で6地区ブロックに分けながらお話しさせていただいているというのが現状でございますけれども、校区境界の部分については必要に応じて、どうしても遠くなくてもこちらだよということはしない考えであります。

ですから、例えば先ほどお話が出ていた旧色内小学校の校区の部分についても、子供のことを考えてということの中で、現在、西陵中学校の校区であります。これまでいただいた保護者の意見などからも含めて、北陵中学校ないし長橋中学校にということを考えているところでございます。

今、お話の部分は、逆側の南小樽地区のブロックでございますけれども、ここも子供たちの通学の関係、また通学距離、あと小学校の校区が実際にどうかという部分も含めて、教育委員会案をお示しした中でも御説明させていただきましたが、この向陽中学校と松ヶ枝中学校の実際の境の部分については、この周辺は距離から言えば向陽中学校のほうが近いエリアはあります。ただ、その道道を通って通うという中で、やはり歩道が片方しかついてないという通学の安全性、そして通学距離は近いものの、菁園中学校にしたいという考えでお示しさせていただいておりますけれども、3キロメートルを超えるというような距離でもございませぬ。また、この校区については、小学校は山の手小学校の校区にもなりますので、ここだけ切り離して向陽中学校という形にも考えづらいということもあって、私どもの今のところの案ということでは、小樽商業高校という起点の中でこれまで御説明させていただいてございまして、南小樽地区の部分は今後も検討という形になっておりますので、ここにどうしてもこの松ヶ枝中学校の校区の部分を加えていかなければならないという形ではないということと考えてございます。

#### ○新谷委員

地域の皆さんの意見は受け入れられないと、そういうことで捉えましたがけれども、しかしながら、この小樽商業高校跡にということは、まだまだ保護者や地域住民の理解は得られていない、そのような認識はありますか。

#### ○（教育）学校教育支援室鈴木主幹

懇談会を1月から3回させていただきまして、それぞれ御報告させていただいております。意見は、極力まとめて御報告しているつもりであります。3回通じて感じていることですが、保護者という部分がやはり少ないと思っております。地域の方々につきましては、3回を通じて大分固定した形になっているのかなという部分の中で、御意見は御意見として私どもは受けとめております。

ただ、今後、実際に保護者、しかも再編の時期ということを見ると、どちらかというと小学校がこれから上がってくるという形の部分もございまして、保護者の意見を十分今後吸い上げてといたしますか、聞いていきたいという形では思っております。

○新谷委員

今、それは当然だと思います、これから通う子供たちですから。そうなりますと、まだまだ説明会、懇談会が必要であります。そうなりますと、今年度中に北海道に要望したいと言っていたことは、事実上難しいということによろしいですか。

○教育部副参事

今年度中ということですから、来年の3月までということになると思うのですが、今、主幹からもいろいろ御意見があったことも申し上げましたし、今後もまたいろいろな観点でこれから上がってくる保護者の関係ですとか、取り組みを進めていきたいと思います。ただ、以前から申し上げますとおり、道教委への要望につきましては、あくまで一定の御理解を得てということで考えておりますので、そのようなことで今年度内に行わないということは、ここでは明言しかねるということでございます。

○新谷委員

理解を得られているとと思っているのですか。

○教育部副参事

理解を得て、その後に道教委へ要望するというのが基本的な考え方ですので、理解が得られないうちは要望はできないと、そのような考え方でございます。

(「だから、今年度中は難しいんでしょうということ」と呼ぶ者あり)

○新谷委員

ですから、今年度中に北海道に要望するのは難しいということによろしいのですねということですか。

○教育副参事

今まだ平成28年度、半年ほど過ぎております、まだ半年ございますので、今の時点で将来のことを判断しかねる部分がございますので、できないというような形での回答は控えさせていただきたいと思っております。

○新谷委員

教育委員会が、かなり保護者や地域の皆さんの声を聞かずに進めるというような姿勢が見えます。それではいけないのですよ。先ほど読んでいただきましたでしょう、学校統合に関しての留意すべき点。だから、しっかりと理解してもらわないとだめなのです。場合によっては、これ、もうやめるということもあり得るわけです。ですから、そういうふうに理解も得られないうちに、どんどん事務を進めるということはやめていただきたいと思っております。

◎北陵中学校について

次に、北陵中学校に関してです。

北陵中学校に通学する保護者の皆さんから、通学バス代助成拡大の要望が出ております。3キロメートル以上となると助成が出ますけれども、制度の内容と年間の助成額、また北陵中学校における対象者は何人いるかお知らせください。

○（教育）学校教育支援室成田主幹

まず、バス通学の助成の制度についての御質問だと思いますが、これは市内の市立小・中学校にバス通学をする児童・生徒の通学に要する費用を助成する。ただし、通学距離はおおむね片道で小学生が2キロメートル以上、中学生が3キロメートル以上で、バスの利用区間が2分の1以上あるということが条件になっています。

それから、バス助成の金額ということでしたが、これは今年度の全体の額ということによろしいでしょうか。こちらにつきましては、北陵中学校に限定したということであれば、平成29年度の推計ということになってしまいますけれども、こちらは3キロメートル以上の対象者が138名で、金額は777万8,000円と見込んでおります。

○新谷委員

1人当たりの助成額、それからバス代助成対象になるバス停はどこですか。まず、お願いします。

○（教育）学校教育支援室成田主幹

一応、年額の最大の金額ということで、1人当たり5万6,360円を見込んでおまして、バス停につきましては、北山中学校下や赤岩2丁目より遠い地域のバス停ということになっております。

○新谷委員

学校が遠くなったことで、2.8キロメートル、2.9キロメートル、3キロメートルに少し足りないところの生徒もこの北山中学校下や赤岩2丁目から乗るわけですけれども、この3キロメートル未満の生徒は何人いるか、それから特に冬場は重い荷物を持ってずっと坂道を歩くわけですが、生徒によっては虚弱体質や、病気の子がいるかどうかははっきりわかりませんが、いるのではないかと、本当に大変なので何とか助成を拡大してほしいという要望なのです。この場合、今3キロメートル未満の生徒は何人いるか、近くて2.8キロメートルから3キロメートル未満の生徒は何人いるか、それからそういう虚弱体質などで困っている子供も同じ扱いで3キロメートル以上でなければ助成しないのか、その辺について伺います。

○（教育）学校教育支援室成田主幹

バス助成対象者2.8キロメートルから3キロメートル未満ということでの限定でお答えいたしますが、こちらでは、13名いらっしゃるということで押さえております。

それから、通学に困難を有する子供に対しての部分はどう考えられるかということだと思っておりますが、これについては、そういう方の特例という形で助成対象という形は行っておりませんので、この部分については特に区別はないという形で、今のところはそういう基準としております。

○新谷委員

随分、冷たい答弁だったと思います。自分の都合ではなくて、教育委員会の変更で遠い学校に行かなければならぬのですよ。しかも、ずっと坂道ですから大変なのです。ですから、そういう子供たちに対して、その同じ扱いではなくて、少しでも学校に通いやすいようにする、それが教育委員会の務めではないですか。ですから、助成拡大を検討していただけないのかなのか、その点について、私は教育長に伺いたいと思います。

○教育長

ただいま御質問いただきましたバスの通学に関してですけれども、今まで市内全域にわたりまして、このルールのもとにこれまでバス通学等の支援を行ってきたところでございます。

そういった意味で、2.8キロメートルから3キロメートル未満というところで、状況、例えば歩いて通えないだとか、そういう場合については特例で考える余地もあるかなというふうには思います。そういう特例という限定された中で、どういう対応ができるのかということ、庁内の中で議論をしてみたいというふうには思います。

○委員長

共産党の質疑を終結し、この際暫時休憩いたします。

休憩 午後3時11分

再開 午後3時29分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し質疑を続行いたします。

民進党に移します。

○高橋（龍）委員

初めての学校適正配置等調査特別委員会ということで、以前の議論と一部重複するところが出てくるかもしれま

せんけれども、質問をさせていただきます。

◎学校再編における障害などを持つ児童・生徒への対応について

まず、学校再編における発達障害の児童・生徒への影響について、お伺いいたします。

再編で、その学校に通う児童・生徒に関してのケアについては、これまでも委員会の中で議論されてきたかとは思いますが、ただ、まだ議論されていない中で、発達障害の診断を受けた児童・生徒、または診断を受けていない潜在的な子供たちを含めると、かなりの数になるものとは思いますが。発達障害にも種類はいろいろありますけれども、新しい環境への順応が苦手であるということも、特性の一つで挙げられるかと思えます。

再編に係って、発達障害 ADHD などのある児童・生徒や周りの生徒たちに対しての合併前後のケアといいますか、どのように対応しているのか、お伺いできますでしょうか。これは再編だけに限ったものではないのですけれども、非常にデリケートな問題なので、お聞かせ願えればと思います。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

発達障害のある児童・生徒への対応についてでございますが、統合の前には、関係校が合同で遠足などの行事を行って交流したり、例えば特別支援学級におきましては、児童と保護者が統合先の学校に見学に行ったりするなど、早い段階から新しい環境になれるための配慮を行っております。

また、稲穂小学校と旧手宮小学校の支援員が退職したことに伴いまして、旧手宮西小学校の支援員を手宮中央小学校へ、色内小学校の支援員を稲穂小学校へそれぞれ配置することで、統合先の学校でも引き続き支援を要する児童に対応できるよう配慮しております。

○高橋（龍）委員

例えば、特にこの場合にどうするかという全体的な指針はないということではよろしいですか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

特に指針等は定めておりませんが、統合後も一人一人に応じた配慮ができるように、その子の特性や具体的な指導目標、指導内容等が記載された個別の指導計画などを活用して、在籍校と統合先の学校において時間をかけてきめ細かな引き継ぎを行っており、個に応じた対応に努めているところでございます。

○高橋（龍）委員

そのほか、スクールカウンセラーの方などは、どのように対応していますか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

今年度から新たにスクールカウンセラーを 1 名任用し、統合先の長橋小学校、手宮中央小学校、稲穂小学校を 1 週間ごとに巡回して、週 2 回ですが、児童・生徒や保護者等に対して教育相談を行っており、統合後の不安の解消に努めているところでございます。

○高橋（龍）委員

それでは、少し観点を変えて、不登校の児童・生徒についての対応はいかがでしょうか。

例えば、不登校が長期になってしまっている場合など、学校に行っていない間に新しい学校になってしまうというケースも考えられるとは思いますが、プライバシー等の問題もあるので具体例については挙げられないとは思いますが、学校再編にかかわって一般的にはどのような取り組みをされてきたのか、紹介いただければと思います。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

不登校児童・生徒への対応につきましては、統合前には、担任が家庭訪問を継続しながら子供たちや保護者と面談をしたり、統合協議会ニュースですとか学校だよりなどを自宅へ届けた際に詳しく説明したりするなどして、統合にかかわる情報提供に努めてまいりました。

また、統合後においても、担任が家庭訪問や電話連絡を密に行い、新しい学校の様子を伝え、登校するきっかけとなるように働きかけているところでございます。

なお、今年度、適応指導教室に支援員を 1 名配置し、自宅等を訪問して学習支援や教育相談などのアウトリーチ型の支援を行うことが可能となりましたので、学校や保護者と連携しながら、一人一人の状況に応じた対応に努めてまいりたいと考えております。

#### ○高橋（龍）委員

学校が新しくなる場合に、その当事者、不登校の児童・生徒にとっては、そのタイミングが大きなターニングポイントになるのではないかと考えています。学校が新しくなるから、またはそれまでの学校に新しい生徒がたくさん来るから行こうというきっかけになる、または正反対でさらに行きづらくなるということの分岐点になるのではないかなというふうに考えています。

また、さきの発達障害の児童・生徒についても、こういう対応が正解というものはないというふうには考えています。ただ、多感な年ごろでもありますので、状況に沿った形で個別の対応になるかと思いますが、その根底に気配り心配りという面に対しては、今後も引き続き御配慮いただければと思います。あの子供、あの生徒はみんなと違うということではなくて、みんな違うそれぞれ個性や特性の差があって、あくまで健常、障害というくくりではなくて、個として尊重するという考えを、現場の皆さんは重々承知であるということはわかりますが、子供たちにもそれがより伝わっていくようにということを改めてお願いしたいと思います。そして、それが課題解決につながっていくことを望みます。

#### ◎学校跡利用について

それでは、次に移らせていただきますが、学校跡利用に関してお伺いいたします。

先ほど企画政策室より御報告いただきましたけれども、それに関して幾つか伺っていきます。

現状、閉校後の校舎の利用がなかなか進んでいかない中で、市としてはどのように使われるのが望ましいと考えているのでしょうか。というのも、学校跡利用の基本的な考え方という書類も見させていただきましたが、実際の動きの部分で疑問に思う点があります。まず、その「公共施設としての利活用の可否を検討」とあります。その後、地域住民の理解を得た上で売却を望むのか賃貸借を行うのか。また、災害時等に避難所としての機能を有しているというふうに認識していますが、その場合、売却後はどのようになるのかということ、まずお伺いできますか。

#### ○（総務）企画政策室佐藤（慶樹）主幹

何点が御質問があったと思うのですが、どのように使われるのがまず望ましいと考えるかということですが、学校跡利用の基本的な考え方にございますとおり、閉校後の施設につきましては、市民の共有財産として全市的なまちづくり、市全体の発展や利益、市民全体の利益につながるような跡利用の検討、こういったものが必要であると考えてございます。

それと次に、地域住民の理解を得た上で売却もしくは賃貸借を行うのかという部分でございますけれども、売却するのか賃貸借なのかという部分につきましては、やはり学校の条件、立地条件ですとか状況によって変わってくると思いますので、それぞれで判断していく形になるかと思えます。その上での市民の皆様への理解をいただくという流れになっているかと思えます。

それからもう一点、避難所として機能を有している、持っているけれども、売却後はどうなるのかと。実際の現実的な流れといたしましては、閉校後には、もう既に代替の避難所、学校、今の状態であれば閉めてしまっている状態がございますので、代替となる避難所というのを別に災害対策室で設定してございます。ですから、一部、旧祝津小学校の場合は引き続き指定しているという面もございますけれども、その施設の用途というのでしょうか、そういったもので、例えば売却後に私立の中学校になったとかということがあれば、その体育館にまた避難所として指定をお願いするとかというのは可能になってくるかと思えますが、実際には一度指定が外れますので、売却のタイミングではもう避難所ではないというような形になるかと思えます。

○高橋（龍）委員

その学校跡利用の基本的な考え方の中にもありますけれども、まず公共施設としての利活用を検討すると。その利活用ができるできないの判断というのは、どのタイミングで何をもって行うのでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤（慶樹）主幹

公共施設としての利活用の、まず判断のタイミングでございますけれども、先ほどの質問でもございましたけれども、庁内でのまず検討の中で公共施設としてどのような活用ができるかという、各部への照会等いたしますので、その段階でまず全く何も上がってこないケースもございます。そういった部分を踏まえまして、庁内の会議の中で、公共施設としては難しいのではないか、建っている場所、それから建物の状況もございますので、そういった部分で判断するタイミングになるかと思えます。

何をもって決定するのかというのは、今申し上げましたとおり、その会議の中で、公共施設としては見込みが難しいということでの確認をしていくような形になるかと思えます。

○高橋（龍）委員

年数的な、数値的な目安みたいなものというのは、特に設けているわけではないという押さえでよろしいですか。

○（総務）企画政策室佐藤（慶樹）主幹

年数、閉校になってから何年以内に方針を出せというような形での取り決めというのは、基本的な考え方の中にもございませんし、内部的な整理の中でもそういったものは持ってございません。

○高橋（龍）委員

また、売却に当たってなのですが、基本的に近隣の住民の理解を得られれば、事業内容については特に制限はないということでもよろしいのでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤（慶樹）主幹

今回の旧若竹小学校のケースがちょうど売却ということで例示させていただきますけれども、基本的にお話しをさせていただいたときには、売却の条件というのを特段出したわけではなく、都市計画法上の用途、この地域はこういう用途でしか建てられませんという用途が決まっております。ですからその範囲内であれば、購入後そういった活用ができますので、あくまでその購入後にその要件にマッチする建物であれば、問題はないのかなというふうに考えております。ですから、売却の時点で事業内容の制限とかというのは、旧若竹小学校の場合については、かけたものではございません。

○高橋（龍）委員

先ほどもおっしゃっていただきましたが、旧祝津小学校など、避難所としての機能を有する以上、新たに売却をして使うところだったり、賃貸借で使っていただくところが、その避難所としての機能を残して使っていただけるのいいとは思いますが、もしそういった現状、避難所としての機能を有していて事業者が避難所としない場合、代替施設というのは、誰が確保することになるのでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤（慶樹）主幹

先ほどもお話ししたとおり、売却する段階で、既に避難所から指定が外れるケースが、旧祝津小学校以外はなされておりますので、その事業者が体育館を使って工場をつくるとかという感じであれば、避難所とはなり得ませんので、災害対策室が要は閉校になって避難所の指定を解除したときは、必ずその代替といいますか一番近い施設をさらに指定を行いますので、売却先によってそれが指定してもらわなければいけないとかというような流れにはならないのかなというふうに思っております。

○高橋（龍）委員

先ほどの自民党中村吉宏委員の質問とも若干重複するところもあるのですが、現段階で跡利用が確定しているところのほかに、利活用の意向を示した法人や団体などはありますか。差し支えない範囲でお聞かせいただ

ければと思うのですが。

○（総務）企画政策室佐藤（慶樹）主幹

件数については片手でおさまるレベルでございますけれども、法人もしくは団体等から問い合わせは来てございます。どこの学校かというと、やはりどうしても一番耐震化も、新耐震になっています旧祝津小学校についてということでの問い合わせが、一番多くなっております。

○高橋（龍）委員

他都市の先進事例などを見ると、NPOなどが積極的に閉校後の校舎の利活用を進めているところですが、宿泊施設、介護施設、美術館など多岐にわたっています。そういったほかのまちの例も踏まえた上で、小樽にふさわしいと思われるものはどのようなものでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤（慶樹）主幹

おっしゃるとおり、他都市の事例を見ますとさまざまコミュニティ施設であったり、宿泊施設であったり、介護施設などもございますけれども、小樽市において閉校となった学校、場所はさまざまでございます。旧祝津小学校のように海が見えるような場所もあれば、旧色内小学校のように住宅街の中にあるような学校もございますので、やはり場所によってこういったイメージとかというのは、なかなか変わってくるかと思えます。これも、跡利用の基本的な考え方の部分に沿ってのお話になりますけれども、閉校となった施設の現状ですとか、そういった先ほど申した地理的な条件などを鑑みまして、地域の皆さんの御意見ですとか御要望なども踏まえて、地域の皆さんにとって最善の活用策が見つけられれば、一番小樽にふさわしいものかなというふうに考えてございます。

○高橋（龍）委員

きょうも、皆さん跡利用についていろいろアイデアを示されたところもありましたが、私もその流れに沿って提案をさせていただきたいと思うのですが、例えば先進事例として、閉校後の学校を使ってドローンの練習場として利活用を図っているという自治体もあります。

ドローンについて若干補足といいますか、定義としては、自律移動する端末ロボットのうち小型の航空機のことをいうということですが、近年、急速に技術開発が進んで、にわかに注目を浴びているところですが、商業用としてアマゾンやグーグル、ドミノピザといった大手企業も研究を進めています。また、映像や測定の部分でも建設業界などに取り入れられるなど、非常に活用の範囲が広い。ただ、規制も厳しく墜落の危険性などもあるので、事業活動を行うには練習会が必要というようなこともあります。

ここで、練習会を行う練習場の必要性が出てくるのですが、グラウンドや雨天にも稼働できる体育館を備えた閉校後の学校というのは、非常にうってつけな場なわけです。例えば、東京都あきる野市また立川市、秋田県五城目町など、自治体として積極的に進めている事例もあります。

そこでお伺いしたいのですが、例えばそういった形で閉校後の校舎を単発で利用したいというリクエストがあった場合、そういったことを受けるのは可能でしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤（慶樹）主幹

何度か、暫定的な利用ということで、以前の委員会でもお話しいただいたことがあるのですがけれども、どうしても、暫定的な利用といってもそれが何件も重なってきますと、それはもう暫定ではない形になってまいりと思いますので、例えば、先ほどおっしゃっていましたが、雨の日に体育館でドローンの練習をとる場合、なかなか建物の中、消防法との関係もございまして、建築基準法上の整備というのも必要になってまいりますので、なかなか、はいどうぞという形で、すぐ受けられるようなものではないのかなというふうに考えてございます。

○高橋（龍）委員

ドローンに関しては、今やればまだ先行事例になり得るものであると考えているのですが、その辺に関しての御見解というか、そういったものをお伺いできれば。



○（総務）企画政策室佐藤（慶樹）主幹

確かに、最近よくテレビなどでも、ドローンの撮影の絵という形で流れているケース、よく私も目にするのですけれども、委員のおっしゃるとおり、実際にほかのあきる野市ですとか立川市でやられている事例、私も知らなかったものですから、先行事例的には確かに注目度は高いのかなというような気はしております。

ただ、一方で、祭りのときにドローンが飛んで落ちたとか、一部ネガティブな報道とかというのもされていた時期もありましたので、跡利用というのを考えていったときには、少し慎重になって考えていく部分はあるのかなというふうに。ほかのまちの事例を教えてくださいましたので、その状況なんかも見ながら、可能なかどうかということは見えてまいりたいと考えております。

（「お祭りの話とちょっと違うでしょ」と呼ぶ声あり）

○高橋（龍）委員

では、ドローンに限らず、例えばその単発の企画で閉校後の学校を利用したいという声が上がったときに、先ほど関係法規の件をおっしゃっていただきましたが、それ以外も含めて、どういったハードルがあるのかお聞かせください。

○（総務）企画政策室佐藤（慶樹）主幹

先ほど申したとおり、暫定的な利用であっても、消防法それから建築基準法のクリアの必要性、それから例えば閉校になりますと、水道の部分、電気は一部弱い形で残しますけれども、水道とかは完全にとめてしまいますので、こういった部分で、なかなか使いたいという場合に、水道もトイレも要は使えなくなってしまうので、この辺もハードルとしては一つ出てくるのかなと。それから、当然、施設は無人でございますので、保安上の管理ですとか防火管理ですとか防火計画ですとか、そういった部分がハードルとしては出てくるのかなというふうに認識しております。

○高橋（龍）委員

施設を恒常的に使用する場合に関して、それこそ売却であるとか賃貸借に関してハードルが高いというのは理解できるのですが、これは要望ですけれども、関係法規等にとった形で単発での企画など利用しやすくすること、ぜひ検討していただきたいと考えています。ともすれば住民の方々のつながりが希薄になっている今なので、閉校してしまった後でも、地域コミュニティの拠点としての機能を失わせないことは重要ではないかなというふうに感じています。

◎閉校後の備品の処分について

続きまして、切り口を変えて質問をするのですが、閉校になった学校跡の利用からの流れで、土地、建物といったところではなくて、中にある備品など、どのように処分しているのかをお示しいただけますでしょうか。

○（教育）施設管理課長

備品等の処分ということで御質問ですけれども、基本的には、使えるものについては再利用していくということで行っております。壊れて使用できないものについて、処分ということで廃棄しております。

○高橋（龍）委員

今の、再利用というところについて確認ですが、それはもちろんほかの学校での再利用ということでもよろしいですか。

○（教育）施設管理課長

ほかの学校施設ということと、あとは市役所庁内で利用できるものは、そちらで使っていただくということで振り分けております。

○高橋（龍）委員

今年の第 1 回定例会において、我々民進党佐々木議員の質問にも例示はされていましたが、北海道新冠町では、

2009年に廃校そのものをヤフーオークションに出品するなどとして話題になりました。

また、建物だけでなく、廃校、閉校後の学校の中にある備品も、今インテリアなどとして非常に人気のあるものも多く、兵庫県上郡町というところでは、実際に学校の中でオークションを行って、試験管など小さいものからピアノのような大きいものまで出品をして、その売り上げを教育予算に充てるということをしていました。

小樽市でも、そういったオークションの可能性など検討していただけるような御答弁もあったかと思いますが、実際、今年度閉校した学校もある中で、備品等を整理を行った上で、払い下げといいますか資産の売却について改めていかがでしょうか、進捗というか検討のぐあいは。

#### ○（教育）施設管理課長

前々回の定例会で、オークションについて研究させていただきたいということで、答弁させていただきました。実際に、今、旧手宮西小学校の備品の整理をさせていただきまして、先ほどお話ししたように、使えるものは再利用ということで行ったのですが、引き取り手のないものにつきましては、今あいている学校に一時保管している状況でございます。

オークションの関係ですけれども、売却する品物の分類ですとか、それから売却価格の設定、価値観の問題ですね、それから販売方法ですとか、まだまだ研究する部分が多くありますので、もう少し時間をいただいて研究をさせていただきたいと考えてございます。

#### ○高橋（龍）委員

一般的にというか、ぱっと見、価値がないというふうにとられているものでも、中には需要があったりとか価値のあるものが眠っているというケースもあるかと思います。もちろん手間の部分も考えて、費用対効果を高めながらも、ぜひ前向きに検討していただければと思います。

また、若干それてしまいますけれども、本日、市役所のフェイスブックページを拝見していたところ、ヤフーオークションで、不動産物件からウイスキーのボトルなども販売のお知らせが出ていました。手続上は大きく変わりはないと考えておりますので、ぜひ教育予算をふやすためにもお願いしたいと思っております。

次の質問に移ります。

#### ◎ICTの活用について

ICTの活用に関してですが、先ほどの質問とも若干リンクする部分がありますので、まず確認させていただきますが、実物投影機など、今、機材の整備が進められていると認識していますが、閉校になった後、ICT機器の処分は、先ほどおっしゃっていただいたのと同様に、引き取り手を見つけて活用しているという処分の仕方よろしいでしょうか。

#### ○（教育）施設管理課長

本市の場合、まだ整備状況が余り進んでおりませんので、閉校になった学校のものについては、極力使っていたというよりも、人気がありますので、使っていただいていますので、そちらへ回して使っていただいている状況です。

#### ○高橋（龍）委員

ICT化を積極的に進めることは、私も重要であると、いろいろな分野でICT、ICTと言っているのですが、こういった形で学校再編を進める中であっても、新しいものを積極的に導入していただけるといのは、非常にありがたいと思っています。

ただ、そうとはいえ、数字的な部分だけを見ると、数年後になくなる予定の学校に予算を投じることによって若干めらうという気持ちも理解はします。この点に関して、現状どうなっているのかということをお伺いしたいのですが、例えばこの学校は統廃合が決まっている、再編が決まっているから買わないということはあったのでしょうか。その辺、お伺いできますか。

○（教育）施設管理課長

先ほどもお話ししましたように、整備台数が非常に少ない状況が続いておりますので、閉校が決まっているから整備しないということではなくて、残存校もそれから統合校も一律同じような形で整備しております。

○高橋（龍）委員

例えば予算を少なくするために、閉校が決まっている学校に関してリースとかは考えていますかというところだったのですが、まだ足りない学校があるということで、買ってそれを振り分けるとというのが一番いいのかなとは思いますが、ちなみに今のそのリースとかに関しての状況は、お伺いしてもいいですか。

○（教育）施設管理課長

本市のパソコン関係ですが、教育用パソコンについては、今買い取りでうちで持っているのですけれども、校務用パソコンについては、リース契約をしております。その分については、閉校になっても教員数の分確保する形で使い回しをしますというか、できるような形で購入しておりますので、そういう無駄になるような状況ではないと思います。

○高橋（龍）委員

それでは、今後の I C T 機器の更新計画というのをお示いただけますか。

○（教育）施設管理課長

今後の更新ということですが、まず、小学校に今、普通教室全てに大型デジタルテレビを整備しまして、4年生以上のクラスに実物投影機を整備した状態でございます。今後は、3年生以下の普通教室についても実物投影機を整備したいと考えておりますし、中学校においてもまだ整備されておられませんので、そちらも進めていきたいと考えてございます。

また、教育用パソコン、それから校務用パソコンについても、最初の導入からもう6年経過しておりますので、更新の計画も立てていかなくてはいけないと考えてございます。

○高橋（龍）委員

それでは、現在使っている I C T 機器の利用状況とその効果について、具体的な事例をもとにお示してください。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

小学校では、実物投影機と大型液晶テレビのほかに、デジタル教材やプリント教材などのソフトウェアが、日常的に授業で活用されております。

具体的な活用例とその効果についてですが、まず実物投影機を活用した授業では、例えば教師が算数の分度器の使い方ですとか、家庭科の針と糸を使った縫い方の手順などを拡大して見せたりすることができますので、授業が大変わかりやすく、子供たちが理解する上で大変効果的であります。また、子供たちが自分で書いたノートや作品などを写しながらみんなの前で発表することで、子供の発表をする意欲ですとか集中力が高まっていきます。

次に、ソフトウェアを活用した授業についてですが、フラッシュ型教材は、例えば授業の冒頭で、大型液晶テレビに次々とあらわれる掛け算九九の問題を全員で声を出して答えることで、これまでの復習や学習の意欲づけに大変効果があります。デジタル教材については、例えば展開図を組み立てると、どのような立体になるのかということアニメーションで見ること、辺や面の位置を確認するという上で大変効果があります。

このように、I C T 機器の活用は、子供たちの興味関心を高めたり理解を深めたりする上で大変効果的であると考えております。

○高橋（龍）委員

では、まとめとしてなのですが、本市として I C T 化を進めることの意義はどうとらえていますか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

I C T については、先日の中央教育審議会でも示された審議のまとめ案の中にも、「社会生活の中でも I C T を日

常に活用するのが当たり前の中となっており、子供たちが社会で生きていくために必要な資質・能力を育むためには、学校の生活や学習においても日常的に ICT を活用できる環境を整備していくことが不可欠である」というふうに述べられておりますので、授業の中で ICT を効果的に活用し、指導方法の工夫改善を図ることで、児童・生徒の学力向上につなげていくことが重要であると考えております。

#### ○高橋（龍）委員

私としても、単にテストの点数につながるというものでなくて、まず学びへの関心というものを引き出すための強力なツールだと考えています。

例えば、昔は授業の中でザリガニを川に見に行ったりということもあったというふうには聞いていますが、そういった学びに関しては、やはり時間がたっても記憶に残っていますし、興味を引くということにおいては非常に効果的だと考えています。

今の時代は、そのかわりに映像などで見せることが可能になっているということで、興味を持たせた結果として、理解が深まって点数が上がっていくという形になるのが最もよいと考えています。なので、テストの点数や受験の結果が伴うからというところではなく、入り口論にはなってしまいますが、そこを押さえつつ学びの意欲をかき立てるために、ぜひ積極的に導入していただければと思っています。

市長も、市長公約で学力の向上ということを言っていますので、今、ICT化がなかなか進んでいないというか、まだ、例えば大型の液晶テレビなど配備が十分でないというところを受けて、市長として教育予算をどうしていくか、お考えをいただけますか。

（「適正配置に関連してね」と呼ぶ声あり）

関連してです。

#### ○市長

今、改めて御質問いただいて、おっしゃるように、やはり子供たちの教育力を高めていくために、学力であったり体力であったり、さまざま先ほどお話しされた目の前の学力だけではなくて、子供たちの意欲であったりとか、さらには教員方が子供たちにお伝えをしやすい、学びやすい、そういう環境づくりであったりとか、そのようなことをやはり一つ一つ行政としても予算化という枠組みも含めてですけれども、しっかり行っていかなければならないというのは、私自身も公約に掲げているという部分を含めて行わなければならないことだと思っています。

そのような中で、現在、実物投影機または大型テレビ等の配備を計画的に行っているところがございますけれども、今後において、今お話をさせていただいたことを一つ一つ実現していく中で、学校の教員であったり、または保護者であったり、学校教育の関係者、さらに教育委員会における調査分析等の中で、ICTという枠組みの中で、一つ一つ必要なものを、要望等を含めてお聞きした中で配置をしていくことが重要なのかなというふうに思っております。

現在、適正配置を進めていく中で、やはりこれも教育環境を子供たちのために整えていくということが目的で進めているところがございますから、今後において、適正配置を取り組んでいく中で、それと並行して、その環境整備を整えていくこと、それは皆さん教育委員会のほうで適正配置においても計画をされているところがございますから、それを重ねて行っていくことを、私としても行政の責任者として、また、今、行政の責任者は教育に対してもしっかりと責任を持つようにという社会的流れもありますから、連携をし、また打ち合わせをしながら、高橋龍委員自身がイメージしているようなことも含めて、実現できるように努力をしていきたいと思っております。

#### ○高橋（龍）委員

私としても、子供たちが減っている中で、それぞれに、ほかのまちと比べて、機材的に非常に劣っているというところもあるのかなと感じますので、ぜひそのあたり、市長自身も見ていただいて、今後の子供たちのために整備を進めていただければと思います。よろしく申し上げます。

## ○委員長

民進党の質疑を終結し、新風小樽に移します。

---

## ○安齋委員

### ◎閉校跡利用について

今これまでの質疑を聞いて、跡利用について質問しますが、いろいろ各議員がそれぞれ提案しているのですけれども、申しわけないですが、いろいろな何か法令とかを取り出して、全国各地で事例があるのにできない理由ばかりしか述べていなくて、本当にやる気あるのかと思ってしまうので、まず本当に跡利用をやる気あるのかどうか、確認させてください。

(「ありませんとは言えない」と呼ぶ声あり)

## ○(総務)企画政策室佐藤(慶樹)主幹

もちろんやる気はございます。一日も早く決めなければいけないという気持ちで業務に当たっておりますので、時間もかかっておりますけれども、市民の皆さんにとって望まれる活用ができるように努力していきたいと思っております。

## ○安齋委員

多分、佐藤慶樹主幹は相当頑張っていただいているのですけれども、多分、マンパワーの部分で、私は市役所の体制自体に問題があるのかなと。やはり企画政策室に随分いってしまって、この跡利用ばかりやっているわけではないと、そこに私は問題があるかなと思っていますので、市長においては、跡利用を本当にやる気があるのであれば、もっと跡利用の何とかプロジェクトとか立ち上げて、もっと全庁一体となって、そこを改善できるような形を整えるべきだと思っているのですけれども、この点についてお聞かせいただければと思います。

## ○市長

各議員の皆様からも御指摘されているように、実際に廃校になった学校の跡地利用がずっと進んでいない実態は、おっしゃるとおりかなというふうに思っております。

ここ数年において、あいた学校のみならず、以前からずっと使えていない敷地というか、学校跡地が残っている事実はございますので、この状況の改善を図っていくために、今までも、先ほど担当から説明がありましたように、担当者会議であったり、副市長をトップとした会議というものが存在をし、それに伴って協議をしながら進めているところではございますが、それによっても進んでいないという実情自体は御指摘のとおりだと思いますので、今後その会議において、まずしっかりとやっていただくことが第一だとは思っておりますけれども、この状況を見ながら、余りにも動かないという状況であるならば、その方法はプロジェクトチームという形になるのか、またはほかの手法になるのか、現行では何もお話しできませんけれども、課題として考えていかなければならないとは思っております。

## ○安齋委員

昨日も市役所体制、組織改革の中でも言わせてもらいましたけれども、やはり企画政策室にすごいパワーバランスがありまして、やはり担当職員が一つ二つではない仕事を抱えていますから、その辺は組織改革の一環としてでもいいですし、副市長を座長にした会議ですか、その点を踏まえて、ぜひその職員が持っている仕事をいかにスムーズにできるか、やってほしいと思っています。

### ◎学校再編に向けた統合協議会等の概要について

では、次に報告についてですけれども、報告の資料の 1 ページ目です。

協議概要のところにある緑小学校の部分ですが、学校建設地全体のイメージにつながらないというふうにかかれているのですけれども、学校建設地全体のイメージってそもそも何なのかというのが、私わかりませんので、説明

してください。

#### ○（教育）学校教育支援室鈴木主幹

ここの報告の部分ですけれども、まず部会では 6 案あったと。その中で、今、安齋委員がお話しされたところで、6 案の中で学校全体のイメージにつながらないと思われるというのが二つ出てきて、これを外したという形ですけれども、残った四つについては書かせていただいております。6 案のうちの四つで、あと残り二つというのが、「おこぼち」という部分と「緑の丘」という 2 点でございました。今、学校建設地というのは、御存じのとおり、市の旧車両整備工場跡地ということで、6 案の中で、逆に言うところの建設場所をよりイメージできる 4 点に絞られて、於古発川というのはずっと流れて校区外にも川はつながっているという部分で、於古発川イコールこのイメージがすぐできるのかという部分ですとか、あと「緑の丘」と「緑の杜」というのがあって、丘というイメージよりも杜というイメージのほうがぴったりではないかという部分があって、この 2 案が外れたというところでございます。

#### ○安齋委員

候補 2 案を外したというので、そこを私は言ってもらえると思わなかったのですけれども、ただその建設地全体のイメージというのが今まで議論になかったから、どういうものかなと思って聞きたかっただけですけれども、ありがとうございます。

次に、3 ページの地区別懇談会関係の、先ほど来議論がありますけれども、小樽商科大学に近接するということですが、教育施設の充実したところはある御説明があったのですけれども、それが小樽市の中学校教育にどういいのかという、その説明がないものですから、改めてどういう環境だから学校教育に適しているのだというのを御説明いただきたいと思います。

#### ○（教育）学校教育支援室長

アクティブラーニング教室の施設というのは、本当に立派な環境が整った施設がございます。そこを教育課程の中でどのように活用できるかということで、具体的な、今後いろいろ議論していったり協議していく内容でございますけれども、まず一つは、総合的な学習の時間で大きく活用できる、そういう環境であると思っています。先ほど ICT のお話も出ていましたが、すばらしい ICT 機器の施設がございますので、その発表の機会ですとか、またその例えば商大生の前で発表するだとか、そういういろいろなことが可能であるというふうに思っております。

#### ○安齋委員

あと、図書館のこともあったのですけれども、要は、こうした施設は充実していると言っても、その施設が充実していると言っても、全く納得しないというか理解ができないので、中学校教育としてはこういうふうに使えてという話があったほうがいいと思いますので、今後、学校づくり部会ですか、いろいろとそちらの方で話し合っていくと思いますので、ぜひ検討してみてください。

次に、4 ページの Q 3 番目ですけれども、アンサーの「グラウンド整備の要望があり、暗渠工事とグラウンド整備の相当な予算が必要である」と書かれていますが、相当の予算とは幾らなのかという、はじき出してそういうふうな話をされているのか、はじき出していないでそれぐらいかかるだろうというふうにお話しているのかをお聞かせください。

#### ○（教育）学校教育支援室鈴木主幹

Q の三つ目ということで、今の部分「また、西陵中学校からグラウンド整備の要望があり」というところですね。

（「そうですね」と呼ぶ者あり）

西陵中学校の暗渠工事とグラウンド整備ということですが、実際に要望いただいて、設計ですとか測量ですとかそういう段階ではないのですが、一般的にこの広さであれば、こういったことをやれば、このくらいの額が生じるだろうというところの部分は、内部で計算したというところでございます。

○安齋委員

また、その今の相当の予算の 2 行下のところに、「教室の仕様によって金額が変わるので算定したものはないが」といっているのですけれども、これについても、ある程度いろいろなこれまでの改修工事を踏まえた中でお話ししているという理解でよろしいですか。

○（教育）学校教育支援室鈴木主幹

正確にも今度、設計なり何なり工事なりということが、ここの小樽商業高校だったり西陵中学校だったりという限定ではないですけれども、やはりそういった設計業務を含めて、また詳しい金額が出てくるところでございまして、現状ではそういったレベルではないですが、そういった中で、今までの経験値を踏まえて、我々としてはこのぐらいになるのかという部分をいろいろ考えながら、お答えさせていただいているというところですよ。

○安齋委員

まだ決定ではないのですけれども、これが新たなプランということで出てきた以上、やはり数値的なものもきちんと提示しないと、市民の方にきちんと説明できないと思うので、この辺まずあるのであれば、きちんと具体的に説明されたほうがよろしいかと思って、今確認させていただきました。

◎学校数減少による交付税の減額について

次に、学校数減少による交付税の関係で質問させていただきますけれども、平成36年度当時、計画完了後の交付税の減額は幾らになるかというのをお聞かせいただきたいと思います。

○（財政）財政課長

平成36年度ということですが、そのときの算定については、基準財政需要額の算定には単位費用が毎年度変わるということで、なかなか算定は難しいものでありまして、そういうことで学校数が減となる前の年度と28年度の基準財政需要額との比較で答えさせていただきますが、まず小学校では、23年度が27校で需要額が2億5,777万2,000円、28年度が21校で需要額が2億3,558万4,000円となっており、約2,200万円の減となっています。また中学校では、27年度の学校数が14校で需要額が1億2,895万円、28年度が13校で1億2,394万5,000円の需要額となっており、約500万円の減となっております。

○安齋委員

以前、平成24年当時に私も、学校が減るということに対して急減補正の対象にならないかという質問をしましたが、そのときには額が計算してみないとわからないという答弁でしたが、改めて計算した数字を出していただきたいと思います。

○（財政）財政課長

学校の数値急減補正についてであります。基本的な考え方として、減少となりましてから2年度目までは減額はありません。3年度目で1割減となりまして、4年度目で4割減、5年度目で7割減、6年度目で全減となりますが、平成28年度の単位費用は、小学校で918万円となっておりますが、それが5年間ずっと続くということで仮定しまして算定しますと、3年度目で約92万円、4年度目で約367万円、5年度目で約643万円、最後の6年度目で全額の918万円ということになります。

○安齋委員

◎交付税と維持費について

また次に、交付税が減額されるということですが、学校が減ることによって維持費も減ることです。改めて、1校当たりの交付税の額と維持費について、そして閉校した後、学校がランニングしていないときでも維持費はかかると思うので、その額が幾らになるのかお聞かせください。

○（財政）財政課長

基準財政需要額と閉校した後の維持費についてでございますが、平成28年度の基準財政需要額を1校当たりの単

位費用でいきますと、小学校では918万1,000円、中学校では877万8,000円となっております。

また、閉校した後の維持費について先に答弁させていただきますが、28年度の予算ベースで、旧祝津小学校では約130万円、旧若竹小学校では約55万円、旧色内小学校は約76万円、旧塩谷中学校は約135万円となっており、合計で397万円となっております。

○（教育）施設管理課長

私から、維持費について御説明させていただきます。

この維持費についてですが、学校を運営するための費用ということでお答えさせていただきたいと思います。平成27年度の今の決算で行われる数字でいきますと、まず小学校が24校で1校当たり2,365万円、中学校につきましては14校で2,255万円ということになってございます。

○安齋委員

◎再編計画に係る費用について

これまでの再編計画の中で、学校を新設したものと改修等で幾らかかかってきたかお聞かせください。

○（教育）施設管理課長

平成27年度までの工事費ということでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

まず、再編計画で新築した手宮中央小学校でございます。27年度末で、工事費が17億8,260万円となっております。

改修した学校につきましては、小学校が4校、中学校が1校の5校ということで、改修費用は19億6,815万円ということになってございます。

○安齋委員

当初、学校再編計画を進める上で、これぐらいかかるだろうと思っていた数字があればお聞かせいただきたいのと、これまで投資してきた金額の差が幾らなのか、あればお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室鈴木主幹

私ども今進めている学校再編、平成21年度に策定した基本計画に基づいてということですがけれども、その基本計画策定に当たっては、再編に当たって例えば幾ら以上かけるとか、また幾らしかかけないとか、そういった観点はございませんで、結果、額との差ということは、持っているものはございません。

○安齋委員

もともとのこの計画自体は、既存の施設を活用して進めていくと、限りある財源の中でそれをやっていくということでしたが、当初どれぐらい予定していたかわかりませんが、今いろいろお聞きしましたが、交付税の算定も減る中、投資も続いてきたと。子供たちのために投資することはいいことではあるのですが、やはり今の財政状況の中で、これ以上莫大にお金もかかっていくということはどうなのかというふうに考えております。

そこで伺いますけれども、中央・山手地区のプランのところ、もともと最上小学校に一時移転をさせるというものでしたが、今は小樽商業高校利用もという新たなプランが出てきたと、その当初、最適だと言っていた最上小学校移転のプランと小樽商業高校の利用とで、生徒の変動があると思うのですが、それについてその差をお聞かせいただきたいと思います。

○（教育）学校教育支援室鈴木主幹

まず、最上小学校ということにおきましては、当初というのは、先ほど来、出てきている学校再編プランだと思います。

（「そうです」と呼ぶ者あり）

あと、その変動がという中で、小樽商業高校ということでは、本日資料2でもお配りしている、何年度で何人と



いうこともございまして、年次が一致しないことと、私ども小樽商業高校を統合校とする考え方というの、当時の最上小学校を活用するところの校区と一部違った部分もございまして、現在その差という形で明確に手元で出している分は、申しわけございませんがありません。

○安齋委員

◎計画完了後、望まれる学校規模の数について

今後ですけれども、この適正化基本計画が完了後に、望まれる学校規模を維持できる学校は何校と推計できているか、お聞かせください。

○（教育）学校教育支援室鈴木主幹

適正化基本計画の最終年次というのは、計画上、平成36年度ということでございまして、まだこの後何年間かあるという中で、実際のところ小学校から考えると、まだ36年度生まれていない学年もございまして、また今後、これから学校再編のお話をしなければならぬという地域、学校もありまして、実際のところ、こういった統合校になっていく、校区になっていくということが、全貌まだ出ている部分がございますので、申しわけないですけれども、個別の何校という形では申し上げることができません。

○安齋委員

この資料にも出してもらっている、小樽商業高校と菁園中学校との指標の部分で、平成35年当時は計画どおりのものですけれども、その後36年、37年と続くと、人数が減ってきてしまって、まだ推計できない部分もあるでしょうが、その中で、計画終了後にまた新たに望まれる学校規模を維持しなければいけないと考えると、新たな再編計画が必要になるのかどうかというのを聞かせていただきたいと思います。

○（教育）学校教育支援室鈴木主幹

現適正化基本計画の終了後に、さらに計画を検討するかどうかという形かと思いますが、現状で進めている中で、今後またお話を進めていかなければならぬ地域、学校、こういった部分もございまして。正直、現段階で次の平成36年以降の計画をつくるつくりたくない、どんなものということは、今段階ではまだ議論する形にはなっていないです。

○安齋委員

学校再編によって、先ほど来いろいろ質問させていただきまして、費用もかかっている、今後交付税も減っていくと。さらに今までずっと検討時間もかかっているということで、また新たに小樽商業高校の部分でありますけれども、暫定で1億5,000万円かかってしまうという中で、地域の方からは、今ある学校を使えばいいのではないかという頭がすごくとれないものですから、その部分で、では教育としてはどういうふうの説明していくのだと、どういう学校にしていきたいのだというのが、先ほど来から、なかなか今後学校づくりをしていくということで見えない部分もあるので、きちんとそういった材料を示してから、1億5,000万円何がしを活用するのが妥当なのかどうかと判断してもらって、きちんと議論できるような土台をつくっていただきたいと私は思っております。

統合後のことに話を移します。

統合協議会が統合後、コミュニティ・スクール的な要素を組み入れて、学校支援部会、支援チームですか、保護者と地域の方が入ってやっているということですが、これが今いろいろ動いているのですが、私が見た中で、保護者と地域がどこまで学校教育にかかわっていただけるのか、そしてどこまでかかわるべきかというところがなかなか見えないというのがありまして、そのビジョンを、どういったものを市教委として進めていきたいのかというのを聞かせていただきたいと思います。

○（教育）学校教育支援室成田主幹

コミュニティ・スクールというところで説明させていただきますが、コミュニティ・スクールは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5で規定されております学校運営協議会を設置する学校であります。

この学校運営協議会の機能としては、主に校長が作成する学校運営の基本方針の承認をする、学校運営について教育委員会または校長に意見を述べるができる、教職員の任用に関して教育委員会に意見を述べるができる、この三つがあります。

それで、校長が描く学校のビジョンを地域住民や保護者と共有して、校長のリーダーシップのもとに、ともに汗をかいて、そのビジョンを目指そうとするための仕組みではあります。

ただし、学校運営協議会が校長のかわりに学校運営の決定とか実施をするものではなく、あくまでも学校運営の責任というのは学校長にあるということが一つありますけれども、学校と地域住民、保護者が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる、地域とともにある学校、これへの転換を図って、地域ならではの創意工夫を生かした特色ある学校づくりを進めていくことができると考えております。

統合協議会との兼ね合いについてですけれども、こちらは統合校の新しい学校づくりについていろいろ協議をして議論を深めているという部分もあり、学校づくりの共通認識というのは既に図られているということですから、統合後コミュニティ・スクールという形で移行するというのも、移行しやすいのではないかなというふうに考えてございます。

#### ○安齋委員

計画終了後ですけれども、私も推計というかいろいろ数字を見て、この中央・山手地区もしっかり各地区で望まれる規模の学校が少ない状況であった場合、その一定の人数と学級数の基準が満たされない中で、どのように本市の公教育を維持させて、そして子供たちの教育を向上させていけるかというのが課題になると思っていますので、その点について、まだ見えないということでもありますけれども、もしそうなった場合に、どういうふうな考えを持っているのかをお聞かせいただきたいと思います。

#### ○（教育）学校教育支援室鈴木主幹

将来の見通しとして、計画完了後、望まれる学校規模の数が少ない状況ではないかというところを踏まえて、本市の公教育といいますか、維持その辺の御質問をいただきましたけれども、私も計画の中で、望ましい学校規模ということどうたわせていただいていますか、安齋委員の御指摘のとおり、なかなか人口が伸びないといいますか、まだ減少に歯どめのかからない中で、実際に子供の数というのも想定よりも若干落ちてきているということは、先ほど副参事からもお話しさせていただきました。

ただ、それぞれの学校の中で、例えば前回お渡しした中で、南小樽地区なんかは向陽中学校が1学級ずつの3学級であって、先ほど御質問の出た中で、潮見台中学校も2学級だったりという中で、確かに統合、二つを単純に足した場合には、7学級の年だとか8学級の年ですとか、9学級になるのは1年度しかないというお話だったのですが、3学級の学校の体制、子供たちの数、教員の数といったことを考えれば、7学級、8学級でも教員の数はやはり全然違います。

また、部活動、音楽、体育、やはり子供の数によって、少なければ制限されるというものもございまして、まずは、そういったところの中で、望ましい規模には満たない部分はあるかもしれませんが、より義務教育の期間中には、一定規模の子供たちの中で学校生活を送っていただきたいという中で、教員数もできる限り多い中で、そういった教育を行えばということで考えてございます。

#### ○安齋委員

##### ◎手宮中央小学校のカビ発生について

次に、手宮中央小学校の湿気のカビ発生についてなのですが、まず、新築の手宮中央小学校の体育館ですが、ことし湿度が上がったことによってカビが発生したということで私に連絡が来まして、それをまず市教委として確認しているのかどうか。そして子供たちの健康被害について報告がされているのか。体育館の湿度が上がった場合に校舎側には影響は出ていないのか。湿度が高い原因をどのように考えているのか。湿気によってカビやさび

が発生した器具の消毒、原状回復はしっかりと行われているのか。保護者に対してこういった経過を含めた説明をされているのかどうか。

私のほうで伺っているのは、校長が公開授業のときに説明されていたのですけれども、カビの原因については湿度だという話をされていたので、少し私が把握しているのは若干ニュアンスが違うと思うので、もしその点補足して、保護者の方が不安に思っていることもあるので、それを市教委としてお伝えいただけたらと思っていますのでお願いいたします。

以上、何点か質問しましたけれども、お願いいたします。

#### ○（教育）施設管理課長

手宮中央小学校のカビということで、御質問がありました。

現在、フォローアップの期間ということで、建設部で対応させていただいております。建設部で現地を確認しました結果、結露によるカビであろうということで報告をいただきました。

2 番目の健康被害についてですけれども、これにつきましては学校に確認をさせていただきまして、学校としては、健康被害を訴えているような状況ではないということですので、健康被害はないということで認識しております。

それから、3 番目に校舎側に影響は出ていないのかということでしたけれども、校舎については、シックの関係で換気扇はかなり入っていますので、それで換気を保っておりますので、問題ないという、現在もカビは生えていないということで確認をとっております。

それから、湿度の高い原因は何かということなのですが、これにつきましてはいろいろな要因があると思いますが、ことしにつきましては、6 月から 8 月までの間低温で、そして長雨が続いた関係で、外気の湿度が非常に高かったと、平均でも 80% 以上の湿度を持っていたということで、非常に高い状態になっていたということになっております。

中の湿気につきましては、建物が建ったばかりということで、いろいろな要素が考えられるのですが、私たちが考えたのは、まず床下に水が入っているのではないかと、コンクリートの中に水分が残っていてそれが出てきているのではないかと、いろいろなことを考えたのですが、まず床下の部分については、私たち点検口をあけて、中を確認させていただいて、何も湿っていないということでしたので、まず床下ではない、地下水でも雨水の流入でもないという形でした。

ほかの原因で考えられるのは、やはり建物の内部に残っている湿気ということで、恐らく躯体に残っているコンクリートの中の水分等が悪さをしたのだらうというふうに考えてございます。

その結果、処置の方法としましては、まず室内の湿気を下げるとことを大前提で行ったのですけれども、結局換気扇を回したとしても、外気を引っ張ってしまうのでなかなか湿度が下がらないという状況でございました。この関係で、吸気の換気扇をとめまして、送風機と排気の換気扇を回して、なおかつ除湿器を入れまして、除湿をして空気を乾燥させたという結果でございます。これに伴って湿度が 50% 以下に下がりましたので、結露の解消にはなったということでございます。

カビの対策についてですけれども、これにつきましては、夏休みが終わる前に業者と清掃に入りまして、カビの部分については掃除機で吸い取りまして、除菌剤を散布しまして、拭き取りまして、乾燥させて、現在そういう状況にはなってございません。

それから最後に、保護者に対する説明ということですが、保護者の方が心配であれば、学校とも相談をしながら対応を考えていきたいと考えてございます。

#### ○安齋委員

最後に要望ですけれども、来年は多分ないということで説明を伺っていますが、もし同様のことがあったら、子

供たちへの健康被害等ありますので、ぜひ対策をとっていただきたいと思います。その点お願いいたします。

○（教育）施設管理課長

換気の手順ですか、一応マニュアルをつくりまして、学校に渡して換気の徹底をお願いしたいと考えてございます。そういうことで対応したいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

○委員長

新風小樽の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 45 分

再開 午後 4 時 54 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、討論に入ります。

○酒井（隆裕）委員

日本共産党を代表しまして、当委員会に付託されました陳情第 7 号小樽市立塩谷小学校の存続方について、採択の立場で討論を行います。詳細については、本会議で述べます。

陳情者は、地域のまちづくりの観点から、塩谷小学校を存続すべきと訴えています。

願意は妥当であり、採択を求めまして討論といたします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより採決いたします。

陳情第 7 号について採決いたします。

継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。